

第 4 次和歌山市環境基本計画 (素案)

令和 年 月

和歌山市

目 次

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方.....	1
1-1 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的と位置付け.....	3
3 計画期間・対象区域・環境の範囲.....	4
第2章 和歌山市の概況.....	5
2-1 和歌山市の概況.....	5
1 位置・地勢.....	5
2 気候.....	6
3 人口動態.....	7
4 土地利用の状況.....	8
5 産業構造及び社会経済の動向.....	8
第3章 めざすべき環境像と目標.....	9
3-1 めざすべき環境像.....	9
3-2 市民・事業者・行政の役割と協働.....	10
3-3 施策の基本方針.....	11
3-4 基本目標と施策の体系.....	12
第4章 環境保全・創造のための施策.....	18
4-1 和歌山市の環境の現状と課題.....	18
1 生活環境の保全.....	18
2 自然環境の保全と創造.....	20
3 地球環境の保全.....	22
4-2 施策の方向性.....	24
4-3 数値指標.....	48
1 本計画における総括指標.....	48
2 各個別目標における指標.....	48
4-4 各主体の具体的な役割.....	49
第5章 計画の推進と進行管理.....	54
5-1 計画の推進体制.....	54
5-2 計画の進行管理及び社会状況の変化を踏まえた見直し.....	55

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方

1-1 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成8年（1996年）12月に「和歌山市環境基本条例」を制定し、これに基づき、平成11年（1999年）3月に「和歌山市環境基本計画」を策定しました。その後、ダイオキシン類や微小粒子状物質（PM2.5）に代表される有害物質などへの対策、各種リサイクル関連法をはじめとする環境法令の整備、また地球温暖化問題といった環境を取り巻く様々な情勢の変化を受け、平成21年（2009年）9月に「第2次和歌山市環境基本計画」を、平成30年（2018年）2月に「第3次和歌山市環境基本計画」を策定し、持続可能な地域社会の構築に向けた施策を展開してきました。

しかしながら、時代の変遷に伴い、環境を取り巻く情勢は新たな変化を続けています。このような情勢の変化を踏まえ、新たに展開すべき環境への取組の指針として、「第4次和歌山市環境基本計画」を策定します。

（1）第3次和歌山市環境基本計画の取組と成果・課題

「第3次和歌山市環境基本計画」では、生活環境の保全、自然環境の保全と創造、地球環境の保全を基本目標として、各種環境施策を、市民・事業者・行政が協働することによって、総合的に推進してきました。

この10年間において、大気や水質等の常時監視体制の維持、廃棄物の適正処理の推進、市民・事業者への啓発活動など、法令に基づく取組や継続的な施策については一定の成果が見られました。

一方で、気候変動の進行、生物多様性の損失、特定外来生物による生態系への影響、ライフスタイルや社会構造の変化、GX（グリーントランスフォーメーション）が産業の振興につながり得るという考え方など、計画策定時には十分に想定しきれなかった課題が顕在化しています。また、施策によっては成果の把握や評価が十分でないものもありました。

これらの成果と課題を踏まえ、「第4次和歌山市環境基本計画」では、これまでの取組を継承しつつ、社会状況の変化に的確に対応し、より実効性の高い施策展開と進行管理を図る必要があります。

（2）SDGs（エス・ディー・ジーズ）

SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことであり、2030年を期限とする世界共通の17の目標で構成されています。平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、誰一人取り残さない社会の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むものです。

本市は「SDGs 未来都市」に選定され、令和元年（2019 年）7 月 1 日に総理官邸において選定証が授与されました。

「SDGs 未来都市」とは、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものです。

（３）和歌山市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化の影響と考えられる気候変動や自然災害などの様々な問題が顕在化し、世界各地で集中豪雨や猛暑などが頻発・激甚化しています。本市においても、集中豪雨により、浸水被害が発生するなど、市民生活に大きな影響をもたらしています。

自然と共生する持続可能な社会を実現するためには、わたしたち一人ひとりが経済活動や日常生活から生じる環境負荷の軽減を図り、脱炭素社会の実現に向け積極的に温暖化対策に取り組む必要があります。

本市は、令和 6 年（2024 年）2 月定例市議会の施政方針において、「2030 年における温室効果ガス排出量を 2013 年度比 50%以上削減に向け加速するとともに、2050 年カーボンニュートラルを視野に入れ、取組を進める」ことを表明しました。

そして令和 6 年（2024 年）3 月、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティをめざし、市民・事業者・行政の「オール和歌山市」で地域の温暖化対策に取り組むという「和歌山市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

（４）気候変動の影響の顕在化

近年、かつてない気温の上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加といった、気候変動に伴う影響が全国各地で現実には発生しています。気候変動は将来の予測ではなく、私たちの生命や生活を脅かす現在進行形の危機となりました。これに伴い、温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）だけでなく、それに加え、気候変動の影響による被害の回避や軽減対策（適応策）が取組の重要な柱として再認識されました。

（５）資源循環に対する法制度と意識の変化

令和 4 年（2022 年）にプラスチック資源循環促進法が施行されたことや、世界的なサーキュラーエコノミー（循環経済）への関心の高まりなど、ごみの減量化にとどまらず、資源の有効活用が求められるようになりました。また、海洋プラスチックごみ問題の関心の高まりも、美しい海を有する本市にとって大きな状況変化の一つです。

（６）ライフスタイルと技術の進化

令和 2 年（2020 年）初頭から拡大した新型コロナウイルス感染症の経験を経て、テレワークの普及やデジタル化（DX）が急加速しました。これにより、移動に伴うエネルギー消費の低減やペーパーレス化、スマート家電による省エネなど、新しい技術を活用して環境負荷を減らすライフスタイルが広く定着しつつあります。一方で、デジタル化の進展に伴う電力需要の

増大など、新たな環境負荷への対応も課題となっています。

2 計画の目的と位置付け

(1) 目的

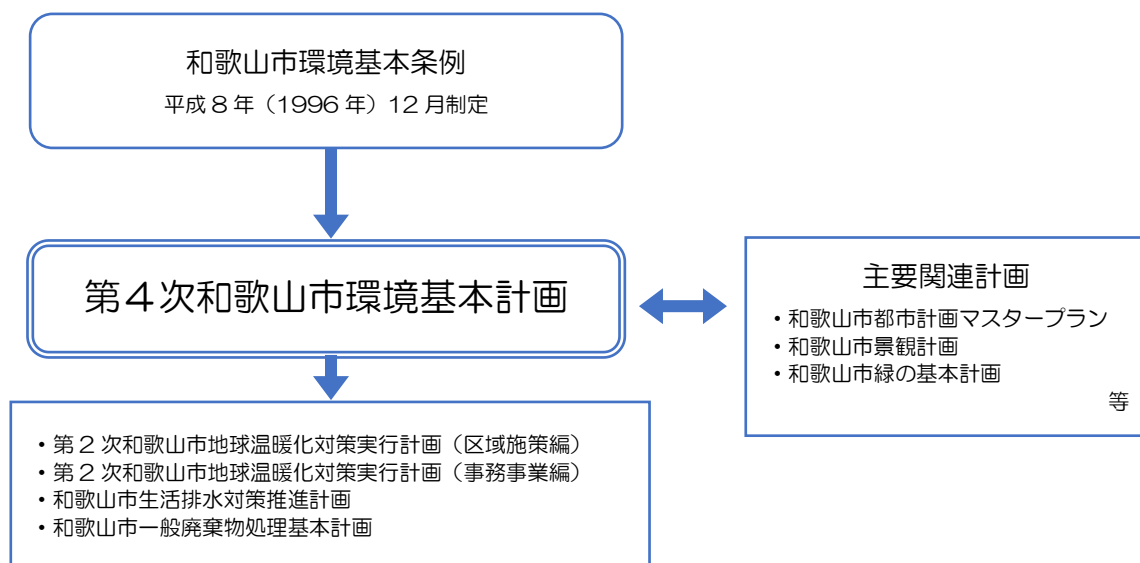
「第4次和歌山市環境基本計画」は、平成8年（1996年）12月に制定された和歌山市環境基本条例の基本理念の実現をめざし、同条例の基本方針に沿った環境施策について、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な推進方策を示すものです。

(2) 計画策定の考え方

「第4次和歌山市環境基本計画」では、第3次和歌山市環境基本計画に引き続き、取り組む主要施策と関連する個別計画の運用による取組について整理を行い、連携を図りながら、本市の環境施策のめざす方向性を示します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、市で策定する各種環境関連計画や施策との整合性を図り、身近な環境における諸問題から地球環境に至るまでの、あらゆる環境関連施策の方向性を示します。

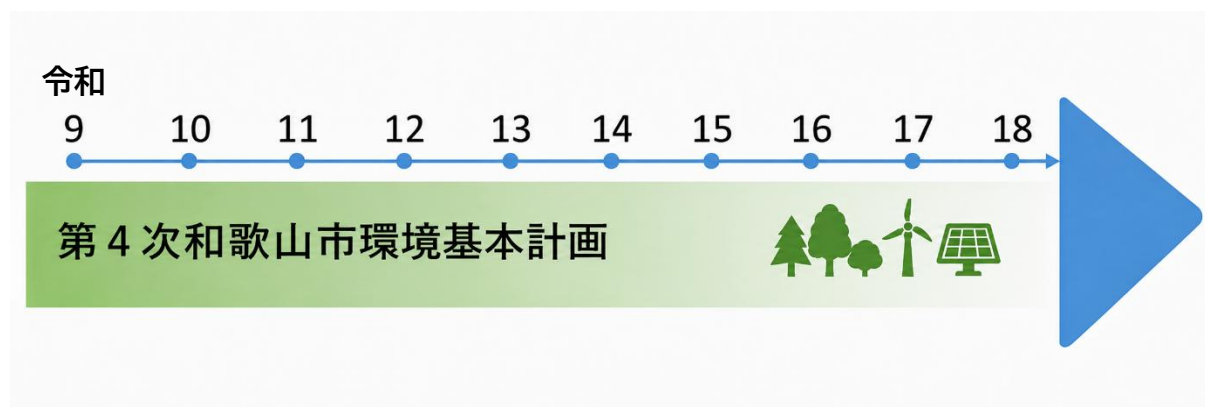


3 計画期間・対象区域・環境の範囲

(1) 計画期間

策定年次：令和9年（2027年）3月

計画期間：令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までの10年間とします。

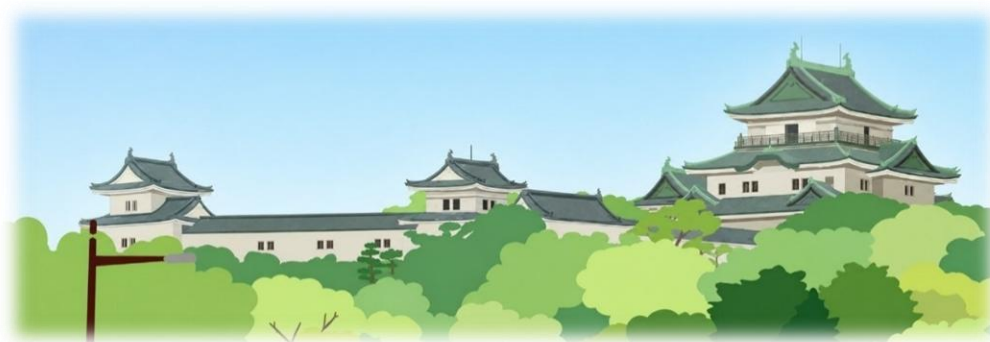


(2) 対象区域

基本計画の対象とする区域は、和歌山市全域とします。

(3) 対象とする環境の範囲及び要素

環境の範囲	環境の要素
生活環境の保全	大気環境、水環境、土壌環境、騒音・振動・悪臭
自然環境の保全と創造	生物多様性、身近な緑や水辺、歴史・文化遺産、景観
地球環境の保全	地球温暖化、循環型社会



第2章 和歌山市の概況

2-1 和歌山市の概況

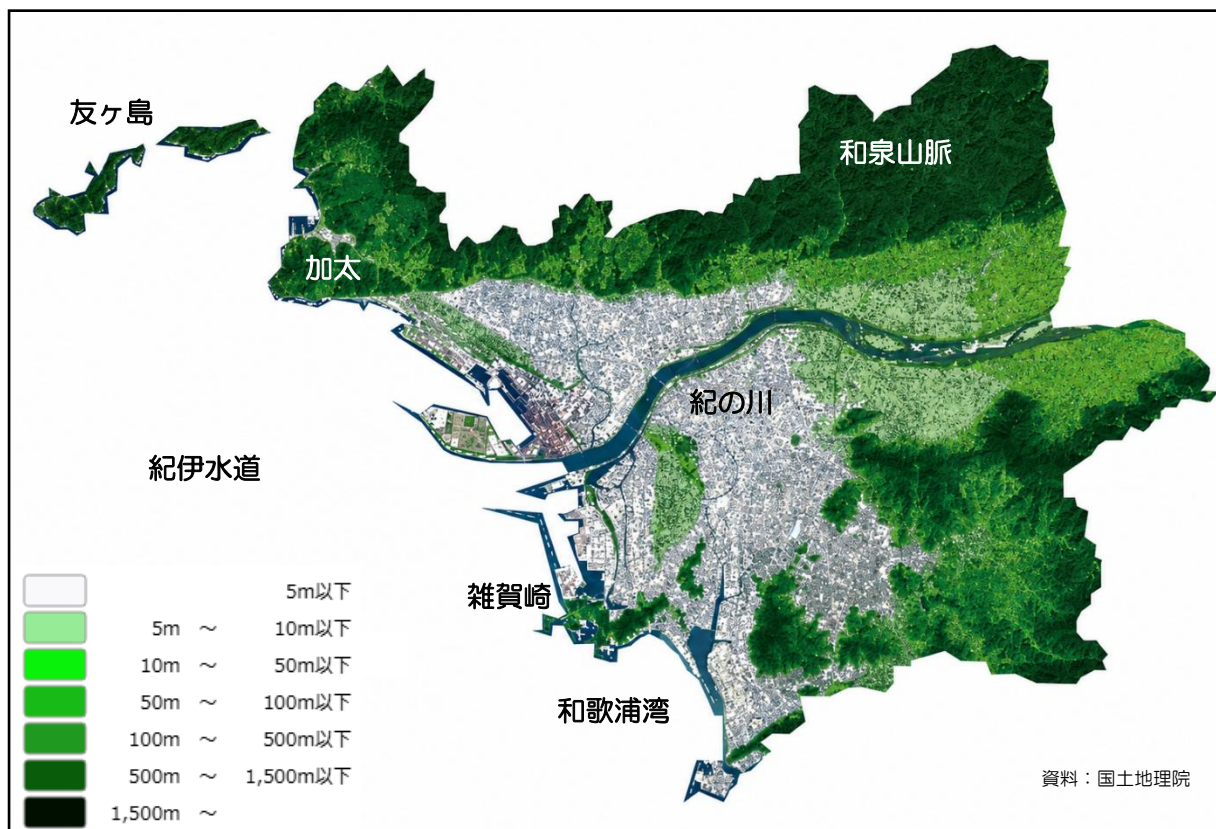
1 位置・地勢

本市は、紀伊半島の北西端に位置し、市域北部は緑豊かな和泉山脈を境として、大阪府に接しています。市域中央部には紀の川が東西方向に流下し、紀伊水道に流れ込んでいます。

本市は、海・山・川が近接した地形的特性を有しており、多様な自然環境に恵まれ、北西部の加太・友ヶ島、南部の和歌浦・雑賀崎地区沿岸は瀬戸内海国立公園の一部に指定されているほか、和歌浦湾に形成される和歌浦干潟は高い自然的価値を有しています。

これらの自然環境は、本市の重要な環境資源であるとともに、市民生活や観光とも密接に関わっています。

本市の地勢



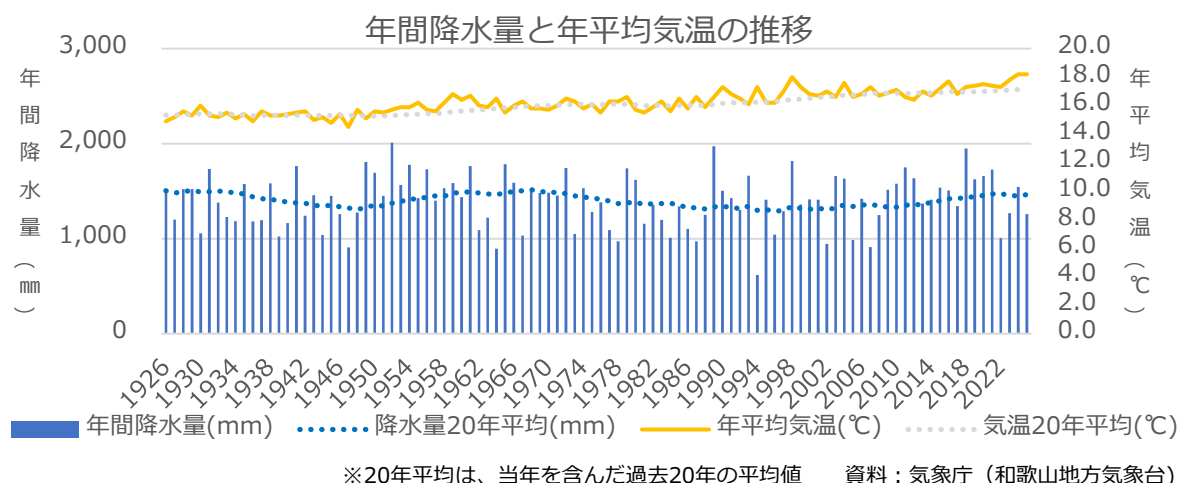
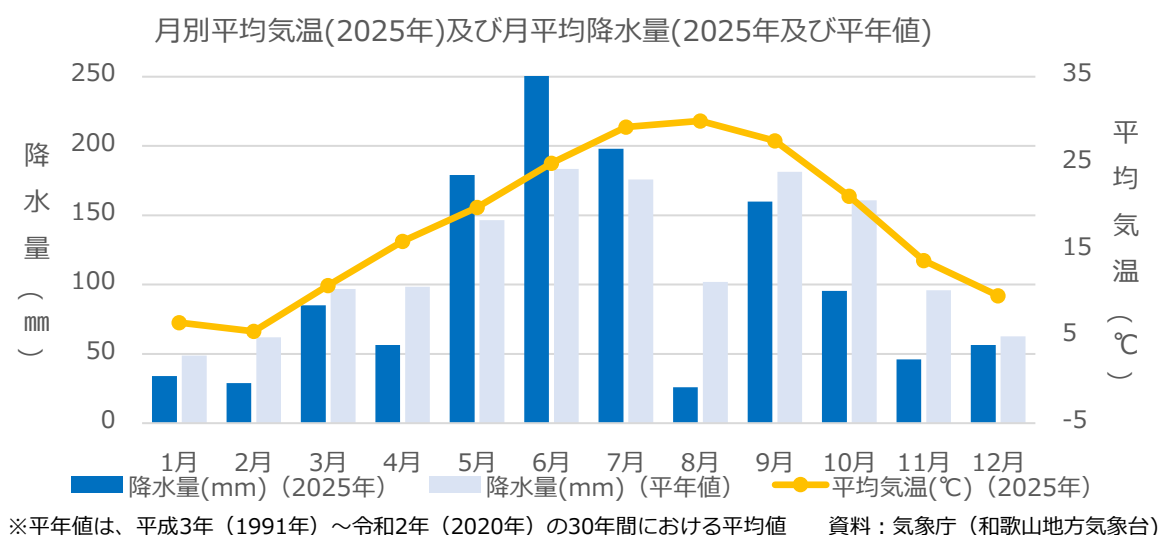
2 気候

本市の気候は、年間を通じて比較的温暖で降水量が少ない、いわゆる瀬戸内海式気候に属しています。一方で、近年は全国的な気候変動の影響を受け、気温の上昇傾向や、集中豪雨の発生など、従来とは異なる気象の変化もみられるようになっていきます。

令和7年（2025年）の月平均気温は、最も低い2月で5.6℃、最も高い8月で29.9℃となっています。

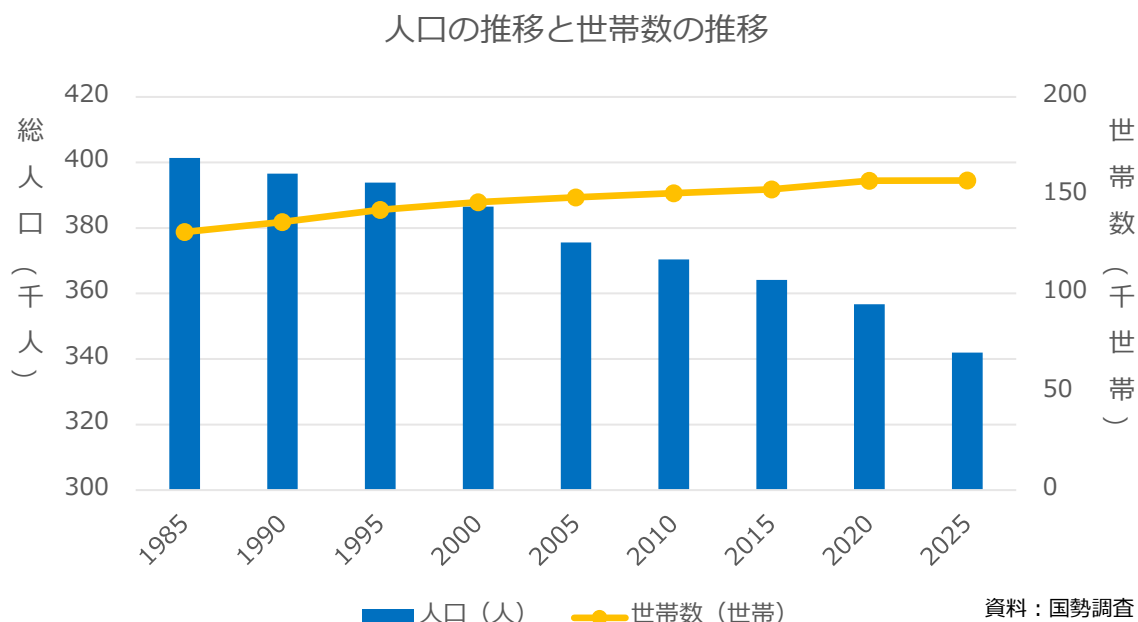
本市の年平均気温は上昇傾向にあり、大正15年（1926年）から令和7年（2025年）まで100年間の平均気温は16.2℃、平成18年（2006年）から令和7年（2025年）まで20年間の平均気温は17.2℃、令和7年（2025年）の平均気温は18.0℃となっています。

また、令和7年（2025年）の降水量は、年間1,259.5mmであり、6月に最も多くなっています。なお、この100年間の年間降水量は増減を繰り返しながら推移しており、平成18年（2006年）から令和7年（2025年）まで20年間の年間降水量の平均値は1,463.2mmとなっています。



3 人口動態

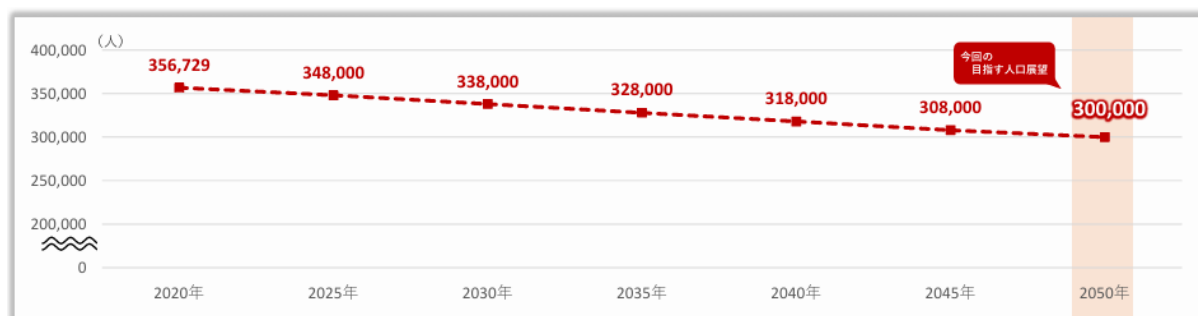
国勢調査による本市の人口は、昭和 60 年（1985 年）の 401,352 人をピークに減少が続いており、令和 7 年（2025 年）には 341,947 人となっています。また、1 世帯当たりの人数についても、減少が続いています。



本市の人口は、第 2 期和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略における各種施策の推進等により、令和元年（2019 年）には 45 年ぶりに社会増に転じるなどの成果がありました。

その結果、国立社会保障・人口問題研究所において、平成 25 年（2013 年）に公表された令和 22 年（2040 年）の推計人口は 281,192 人でしたが、令和 5 年（2023 年）に公表された推計人口は、25,854 人増加し、307,046 人となりました。

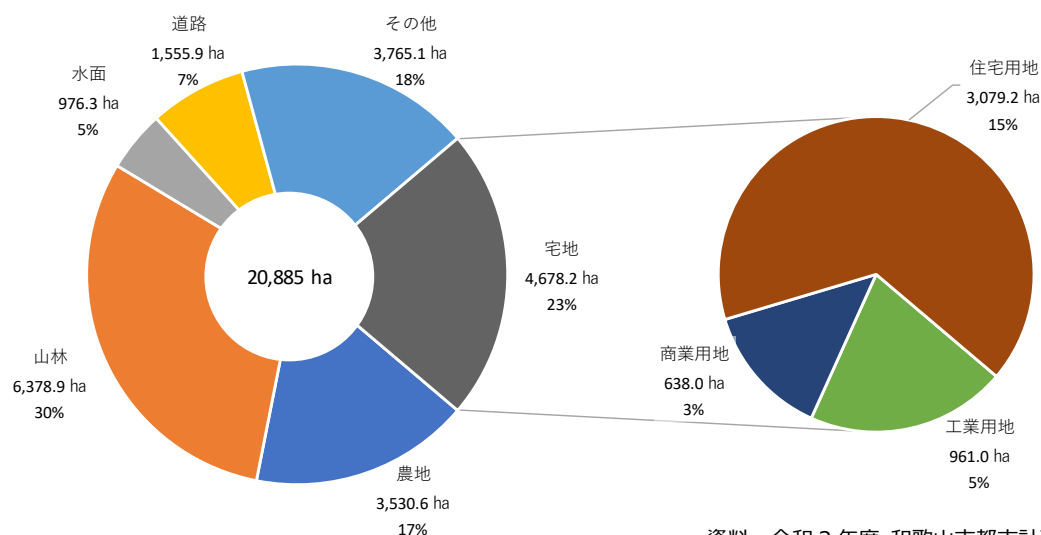
和歌山市人口ビジョンでは、引き続き県都としての都市機能を維持するため、本総合戦略に基づき転入促進、転出抑制等の対策を進めていくことで、令和 32 年（2050 年）に 30 万人を下回らないことを目指す人口展望としています。



4 土地利用の状況

本市の総面積は 20,885ha（令和 2 年度時点）であり、市街化区域は 7,415.4ha（35.5%）、市街化調整区域は 13,469.6ha（64.5%）となっています。

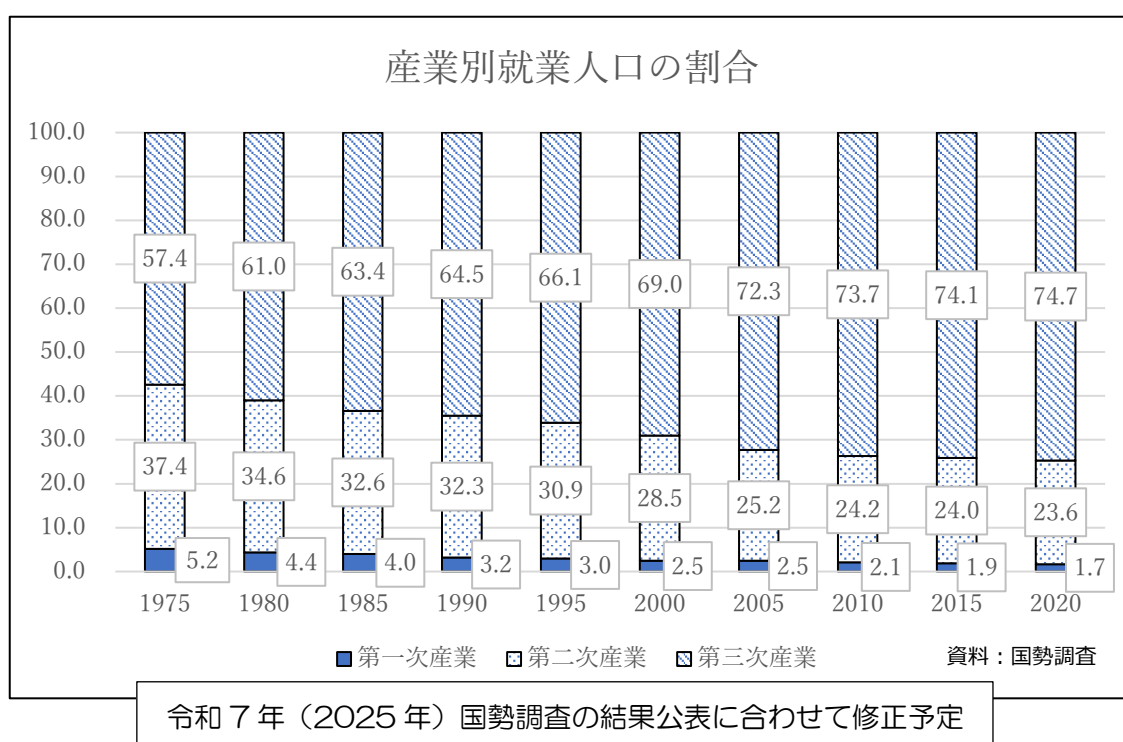
都市計画区域全体での土地利用の現況をみると、宅地が 23%、農地が 17%、山林が 30%等となっています。



資料：令和 2 年度 和歌山市都市計画調査

5 産業構造及び社会経済の動向

令和 2 年（2020 年）国勢調査によると、本市の就業人口の構成は、第三次産業が多く、調査年次ごとに割合が高くなっています。一方、第一次産業は、他の産業に比べて極端に低く、調査年次ごとに割合が低くなっています。



第3章 めざすべき環境像と目標

3-1 めざすべき環境像

「めざすべき環境像」は、市民、事業者、行政がめざすべき環境の将来像を描いたもので、この環境像の実現に向けて、本計画の施策を展開していきます。

健やかな暮らしと 豊かな自然を
次世代へつなぐ 地球にやさしい
共生のまち わかやま

多様な自然環境の保全と創造を進め、地球環境の保全に取り組むことにより、健康で快適な暮らしが支えられ、次世代へと引き継がれる、自然と共に生きる持続可能な環境の形成をめざします。

● 総括指標

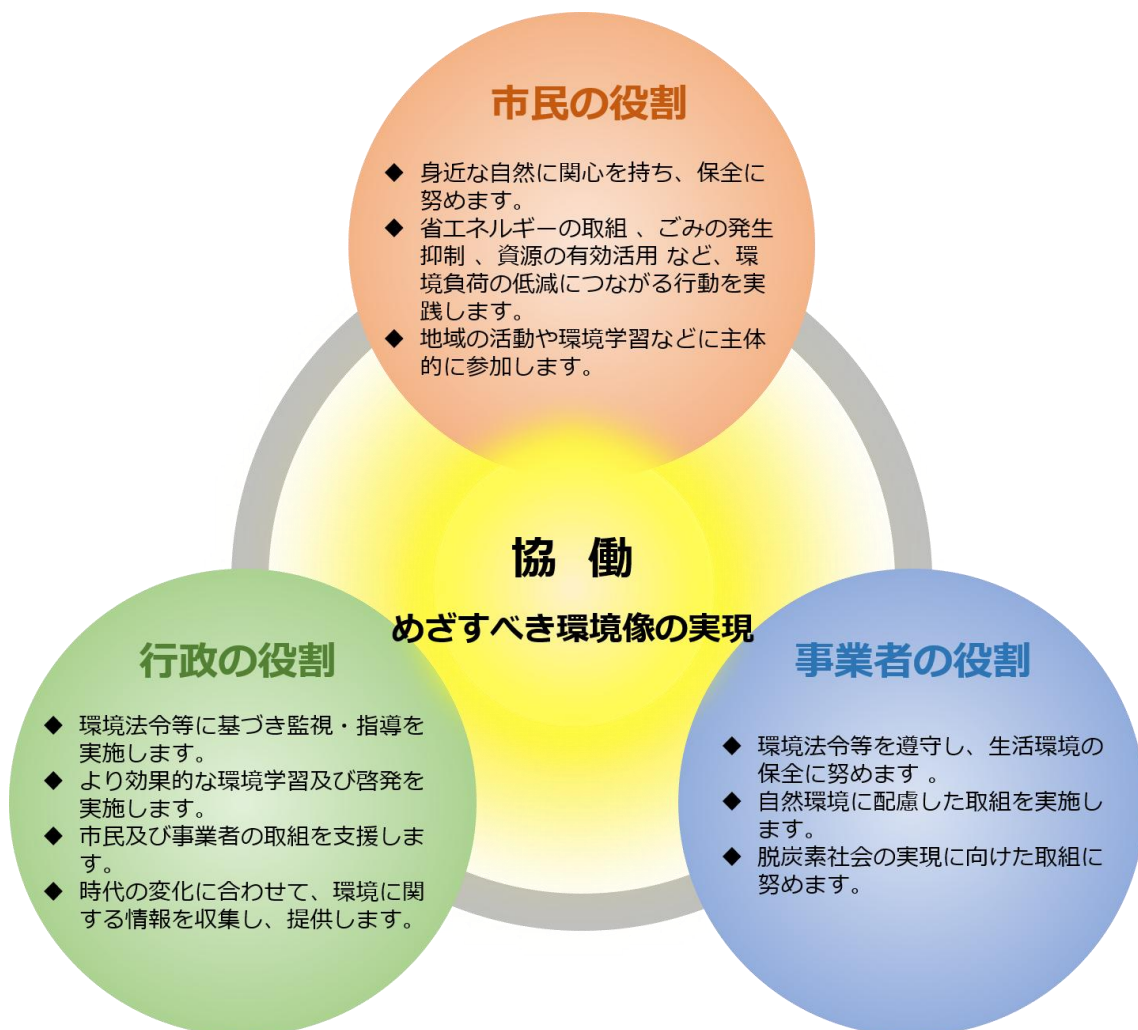
指標に用いる項目	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度	76.5%	80%



3-2 市民・事業者・行政の役割と協働

市民、事業者、行政が、環境を支える対等なパートナーとして、それぞれの役割を果たしながら主体的に行動するとともに、連携・協働を深めます。

日常生活や事業活動に伴う環境負荷をできる限り低減し、「脱炭素・循環・共生」の視点を共有しながら、一体となって取組を進めることで、めざすべき環境像である「健やかな暮らしと豊かな自然を 次世代へつなぐ 地球にやさしい 共生のまち わかやま」の実現をめざします。



3-3 施策の基本方針

本計画における主な施策については、次の基本方針に基づいて策定します。

- ◆ 和歌山市環境基本条例の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき施策を実施します。
- ◆ 市で策定する各種環境関連計画や施策との整合性を図り、これらを総合的かつ計画的に展開していきます。
- ◆ 施策を展開するにあたっては、国や県、庁内の関係各課と調整を行い、計画の実効性を高めていきます。

和歌山市環境基本条例（第8条）が掲げる施策の基本方針

- 大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、海、川、水辺地等における多様な自然環境を積極的に保全し、市民と自然が共生する快適な環境を創造すること。
- 水や緑に親しむことのできる都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の保全を図り、快適な生活環境を創造すること。
- 環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進し、地球環境保全に貢献できる環境にやさしい社会を構築すること。
- 環境の保全及び創造に関して効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

3-4 基本目標と施策の体系

次の基本目標及び個別目標に基づき、施策を展開します。

基本目標1 生活環境の保全 *健やかに暮らせるまち*

本市は、安心・安全で健やかに暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。気候変動の進行や社会構造の変化に伴い、生活環境を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、大気環境、水環境、土壌環境等の生活環境を良好に保つことは、人の健康のみならず、すべての生物にとって重要であり、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」安心・安全な暮らしの基盤です。これまでの取組により、すでに環境基準を達成している項目は維持しつつ、時代の変化により将来において法整備が進む項目についても迅速に対応する必要があります。

行政による的確な監視や指導を継続するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から主体的に行動し、将来にわたって安心・安全な生活基盤の確保をめざします。

個別目標1-1 大気環境の保全

引き続き、大気の常時監視を行うとともに、大気汚染物質の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行い、大気環境の保全に努めます。

個別目標1-2 水環境及び土壌環境の保全

引き続き、海や川、地下水の水質の常時監視を行うとともに、水質汚濁の発生源である工場・事業場の排出や土壌汚染に関して、法令等に基づく立入検査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行います。また、生活排水対策の普及・啓発を推進し、公共用水域の水質の改善に努め、良好な水辺環境を創出することで、きれいな川と親しみ健やかに暮らせるまちづくりをめざします。

個別目標1-3 騒音・振動・悪臭対策

引き続き、一般の地域、道路に面する地域の環境騒音及び道路交通振動を把握し、適切な対応を行います。また、工場や事業場等に対して、騒音、振動、悪臭に関する法令等に基づく立入調査を実施し、規制基準の順守等の必要な指導を行い、騒音・振動の低減や悪臭の防止に努めます。

個別目標1-4 ダイオキシン類による汚染の防止

引き続き、大気、公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類の監視を行うとともに、ダイオキシン類の発生源となる工場・事業場に対して、法令に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等の必要な指導を行い、良好な環境の維持に努めます。

基本目標２ 自然環境の保全と創造 *豊かな自然と共生するまち*

本市は、海・山・川といった豊かな自然環境に恵まれ、多種多様な生物が生息し、生育しています。和泉山脈や南東部の緩やかな丘陵に抱かれた地形は、市街地の背景となる景観を形成し、中心部を流れる紀の川とともに、本市の景観の骨格を形成する重要な要素です。また、和歌山城や和歌浦といった、歴史・文化と自然が融合した美しい景観も形成されています。

SDGs の概念である持続可能な開発を実現させるためには、海の豊かさ、陸の豊かさを守ることは必要不可欠であり、生物多様性の保全に加え、生態系に影響を及ぼす特定外来生物への適切な対応も重要な課題となっています。現状維持にとどまらず、ネイチャーポジティブ（自然再興）の視点を取り入れた自然環境の保全と創造に取り組みます。

市民・事業者・行政がそれぞれの立場から自然環境の保全と創造に努め、また、自然環境との触れ合いを通じて、自然への愛着と調和の心を育むことで、豊かな自然と共生し、その恵みを未来へつなぐことをめざします。

個別目標２－１ 自然環境の保全・創造

市民・事業者・行政が協働して自然環境を保全・創造することにより、水や緑、多種多様な生物等を身近に感じることができる環境づくりに努めます。

また、歴史・文化遺産と一体となって美しい景観を形成している自然環境の保全に努めます。

環境と大規模な太陽光発電設備の設置との調和が図られるよう必要な措置を講じ、環境の保全に努めます。

個別目標２－２ 自然とふれあい学ぶ機会の充実

自然環境の保全に関して、時代に合った方法・媒体を用いて、より効果的な情報発信を行うとともに、市民が自然とふれあう機会を提供することにより、市民の自然環境に対する意識の向上に努めます。



基本目標３ 地球環境の保全 次世代へつなぐ地球にやさしいまち

第３次和歌山市環境基本計画では、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、地球温暖化対策に取り組んできましたが、気候変動の影響は一層顕在化しています。

本市は「和歌山市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させるとともに、脱炭素先行地域に選定されたことを契機として、地域特性を生かした脱炭素の取組を推進します。気候変動の危機に対し、温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」と、気候変動の影響による被害に備える「適応策」を両輪で推進するとともに、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を見据え、資源循環を徹底します。また、GX（グリーントランスフォーメーション）が産業の振興につながり得るという考え方にも柔軟に対応していく必要があります。

市民・事業者・行政の「オール和歌山市」で脱炭素・循環型のライフスタイルを実践し、地球にやさしい持続可能な未来を次世代へつなぎます。

個別目標３－１ 地球温暖化対策の推進

市民・事業者・行政が協働して、省エネルギーの取組や太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの利用に努め、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」についても推進します。

また、脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、地域特性を生かした先導的な脱炭素の取組を推進します。

あわせて、市民や事業者の取組を促進するための情報提供や啓発活動を、時代に合った方法で行うことにより、地球にやさしい活動についての意識の向上に努めます。

個別目標３－２ 循環型社会の形成

市民・事業者・行政が協働して、廃棄物の適正処理、適正管理、廃棄物の不法投棄対策、ごみの排出抑制、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を見据えたさらなる資源の有効活用に取り組み、循環型社会の実現に努めます。また、これらにかかる啓発を、時代に合った効果的な方法で実施します。

【脱炭素社会の実現をめざすための取組を重点項目として位置付けます】

本市では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させるとともに、令和８年２月、環境省の脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、次の取組を重点項目として位置付け、脱炭素社会の実現をめざします。

- １ 再生可能エネルギー等の利用促進
- ２ 省エネルギー等の促進
- ３ 脱炭素型の地域づくり

【「脱炭素・循環・共生」はつながっている】

地球温暖化、資源の大量消費、生物多様性の損失——これらの環境問題は、それぞれ別々の問題のように見えますが、実は深くつながっています。

例えば、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組は、二酸化炭素の排出を減らすだけでなく、化石燃料への依存を減らすことにもつながります。一方で、太陽光発電設備の設置場所や方法によっては、森林の伐採や景観、生態系への影響が生じる場合もあります。

本計画では、「脱炭素」「循環」「共生」の3つの視点を一体的に捉え、相乗効果である「シナジー」を高めながら、相反する影響である「トレードオフ」にも配慮して施策を進めていきます。一人ひとりの行動が、3つの環境課題の解決に同時に貢献できることを意識して、暮らしを見直してみましょう。

【ネイチャーポジティブ（自然再興）】

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、2030年までに生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるという、国際的に共有された目標・考え方です。

これまでの自然環境保全の取組に加え、失われつつある自然を積極的に回復させ、自然の恵みを将来にわたって受け継いでいこうとする前向きな考え方です。2022年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、生物多様性の損失を止め、反転させることが掲げられました。日本においても、「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030年までのネイチャーポジティブの実現が位置づけられています。

和歌山市には、紀の川、和歌浦干潟、加太・友ヶ島、里山など、多様な自然環境があります。これらを単に「守る」だけでなく、市民・事業者・行政が協働し、自然を守り、育て、活かしていく視点から、これからの自然環境施策を進めていきます。



資料：環境省

1 生活環境の保全

健やかに
暮らせるまち

1-1 大気環境の保全

1-2 水環境及び土壌環境の保全

1-3 騒音・振動・悪臭対策

1-4 ダイオキシン類による汚染の防止

2 自然環境の保全 と創造

豊かな自然と
共生するまち

2-1 自然環境の保全・創造

2-2 自然とふれあい学ぶ機会の充実

3 地球環境の保全

次世代へつなぐ
地球にやさしいまち

3-1 地球温暖化対策の推進

3-2 循環型社会の形成

主要施策



1-1

- 1 大気汚染物質の実態把握・監視
- 2 発生源対策の推進

1-2

- 1 水質汚濁防止対策の推進
- 2 生活排水対策の推進
- 3 土壌汚染対策の推進

1-3

- 1 騒音・振動対策の推進
- 2 悪臭対策の推進

1-4

- 1 ダイオキシン類対策の推進
- 2 新たに関心の高まる環境汚染物質等への対応



2-1

- 1 生物多様性の保全
- 2 水や緑に親しめる環境づくり
- 3 景観の骨格を形成する自然環境の保全

2-2

- 1 自然を体験し学ぶ機会の充実
- 2 自然環境に関する情報発信の充実



3-1

- 1 【重点項目】再生可能エネルギー等の利用促進
- 2 【重点項目】省エネルギー等の促進
- 3 【重点項目】脱炭素型の地域づくり
- 4 気候変動適応策の推進

3-2

- 1 ごみ減量の推進
- 2 グリーン購入の推進
- 3 廃棄物の適正処理、適正管理
- 4 廃棄物の不法投棄対策

第4章 環境保全・創造のための施策

4-1 和歌山市の環境の現状と課題

1 生活環境の保全

大気・水・土壌などの自然的構成要素を良好に保ち、市民が安心して暮らせる健康で安全なまちを実現することは、環境施策の最も基本的な役割です。本市では、これまで法令に基づく監視・指導や啓発活動を通じて、従来型の産業公害から、自動車排出ガス等の都市生活型公害、有害化学物質による新たな環境問題まで、幅広い課題に対応してきました。

近年は、PFAS（有機フッ素化合物の総称）をはじめとする化学物質への関心の高まりや騒音・悪臭に関する近隣トラブルの多様化など、これまでにない課題への対応も求められています。本計画では、「安心・安全に暮らせるまち」の実現に向け、市民・事業者・行政が協働し、これらの課題に的確に対応していきます。

（１）大気環境の保全

本市における大気汚染の主な原因は、固定発生源である工場・事業場からの汚染物質の排出、自動車等からの排出ガス及び他地域からの汚染物質の流入が考えられます。

本市の大気環境は、発生源対策として工場・事業場の監視及び指導を進めてきた結果、環境基準が定められた大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）については環境基準を概ね達成している状況が続いております。

光化学オキシダントの注意報発令回数及び微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起の発令回数については 0 回が続いている状況です。今後も引き続き、国・県等と連携しながら常時監視を継続するとともに、市民に対して迅速で分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

環境基準達成状況

項目		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
環境基準 達成率	二酸化硫黄	100%	100%	100%	100%	100%
	二酸化窒素	100%	100%	100%	100%	100%
	浮遊粒子状物質 (SPM)	100%	100%	100%	100%	100%
光化学オキシダントの 注意報発令回数		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
微小粒子状物質(PM2.5)の 注意喚起の発令回数		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

（２）水環境・土壌環境の保全

本市は、紀の川を中心に豊かな水資源に恵まれ、これらは市民生活にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、農業・産業・観光など多様な活動の基盤となっています。これまで、工場・事業場からの排水規制の進展により、水質汚濁の主な要因は生活排水へと移行しており、公共下水道の普及促進、合併処理浄化槽の設置推進、生活排水対策の啓発等を進めてきました。

その結果、河川及び海域の水質は、一部の環境基準点を除き、環境基準を概ね達成しています。

一方で、生活排水対策については、人口減少や高齢化の進行、地域コミュニティの変化等を踏まえ、従来の啓発手法に加え、より効果的な情報発信や実践的な取組が求められています。生活排水対策説明会、出前講座、生活排水対策指導員による地域活動を継続するとともに、デジタル媒体等を活用した情報発信や、市民・事業者と協働した取組を進めていく必要があります。

公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、関連する個別計画に基づき計画的に進めます。また、和歌浦干潟など本市固有の沿岸域の水環境の保全についても、流域から海域までを一体として捉える視点で取り組みます。

土壌環境については、土壌汚染対策法に基づき、工場・事業場への周知と未然防止に努めてきました。今後も、土地利用の変化に伴う適切な調査・対策が行われるよう、事業者への指導と情報提供を継続します。

（３）騒音・振動・悪臭の防止

本市では、工場・事業場、建設作業、道路交通による騒音・振動の実態を把握し、穏やかな暮らしの維持に努めてきました。一般環境騒音、自動車騒音、阪和自動車道騒音については、騒音規制法等に基づく測定の結果、概ね環境基準を達成しています。また、道路交通振動については、振動規制法に基づく測定の結果、要請限度値以下となっています。

一方、市民生活においては、近隣の生活騒音、低周波音、深夜営業に伴う騒音等、法令による一律の対応が難しい課題に関する相談や苦情が寄せられており、発生源・対象・状況に応じた丁寧な対応が求められます。工場・事業場や特定建設作業等については、引き続き法令順守と設備改善等の指導を行うとともに、周辺生活環境への配慮を促していく必要があります。

悪臭については、悪臭物質の測定結果はいずれも規制基準値以下となっていますが、市民からの苦情や相談は継続的に寄せられています。工場・事業場等への立入調査・指導を継続するとともに、発生状況の確認や原因把握に努め、関係者との調整を図りながら、快適な生活環境の確保に取り組む必要があります。

（４）ダイオキシン類等の有害化学物質による汚染の防止

ダイオキシン類については、法令に基づき、大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌の調査を実施した結果、いずれも環境基準を達成しています。また、排出基準が適用される工場・事業場への立入調査の結果も、概ね排出基準値以下となっています。今後も健康被害の未然防止のため、監視・指導を継続します。

加えて、近年はPFAS（有機フッ素化合物の総称）やマイクロプラスチック、医薬品由来物質など、新たに関心の高まる環境汚染物質等への対応も求められています。これらについては、国において知見の集積や基準・調査方法等の検討が進められていることから、本市としても、国・県の動向を注視しながら、必要に応じた調査や情報提供等を通じて、市民の安心の確保に努めていく必要があります。

2 自然環境の保全と創造

本市は、海・山・川が近接する豊かな自然環境に恵まれ、多種多様な生物が生息・生育しています。和泉山脈や南東部の丘陵地は、市街地の背景となる緑豊かな景観を形成し、市域中央部を流れる紀の川や和歌浦干潟、瀬戸内海国立公園に指定されている加太・友ヶ島、和歌浦・雑賀崎地区沿岸などとともに、本市の重要な環境資源となっています。

また、和歌山城や和歌浦など、自然と歴史・文化遺産が一体となって形成される美しい景観も、本市の大きな魅力です。こうした自然環境や景観は、市民にうるおいや安らぎをもたらすとともに、地域の個性や魅力を形づくる大切な資源であり、将来にわたって保全・継承していく必要があります。

一方で、生物多様性の損失、特定外来生物による生態系への影響、都市化や土地利用の変化による自然環境・景観への影響など、自然環境を取り巻く課題は複雑化しています。今後は、「豊かな自然と共生するまち」の実現に向け、市民・事業者・行政が協働し、貴重な自然環境の保全と、身近な緑や水辺の創造を進めていく必要があります。

（１）自然環境の保全・創造

本市には、友ヶ島の深蛇池湿地帯に分布するヒトモトススキ群落や、社寺林に分布するホルトノキ群落など、環境省の特定植物群落に選定されている貴重な自然環境があります。

また、池、水田、湿地等に生息するニホンアカガエル、水路やため池等で見られるリュウノヒゲモなど、和歌山県のレッドデータブック等に記載されている貴重な種も確認されています。近畿最大規模の和歌浦干潟は、ワカウラツボ、ハクセンシオマネキ、ニホンウナギ等の貴重な生物の生息地であり、重要な湿地環境として高い自然的価値を有しています。

これらの自然環境を次世代へ引き継ぐため、瀬戸内海国立公園等の優れた自然環境の保全に努めるとともに、生物多様性の保全、特定外来生物への対応、身近な水辺や緑に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

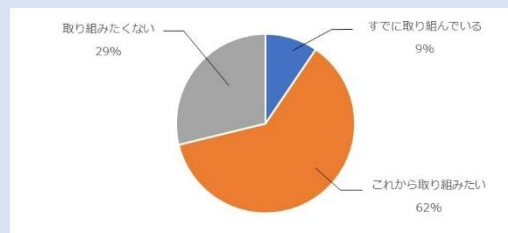
あわせて、本市の景観の骨格を形成する山なみ景観その他丘陵・里山景観や、自然環境と歴史・文化遺産が一体となって形成される美しい景観について、関連する個別計画と連携しながら保全・継承を図ります。

（２）自然とふれあい学ぶ機会の充実

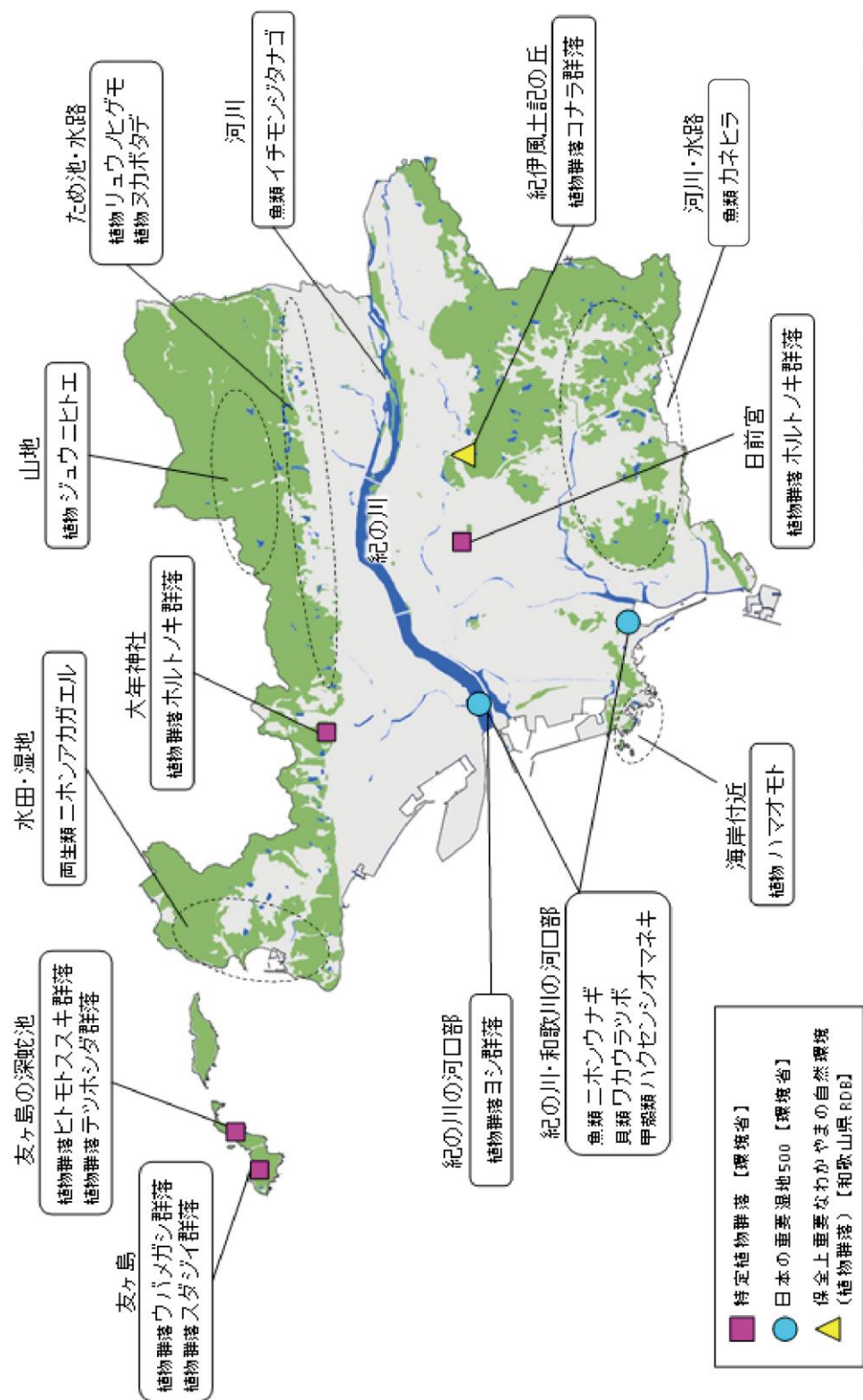
自然環境を保全し、次世代へ継承していくためには、市民一人ひとりが自然の価値や環境保全の重要性を理解し、関心を高め、行動につなげていくことが重要です。

本市では、四季の郷公園、森林公園、奈良県吉野郡川上村の和歌山市民の森などを活用し、自然とふれあう機会や環境学習の場を提供してきました。今後も、市民が自然にふれ、学ぶ機会を充実させるとともに、自然環境の保全に関する情報発信を行い、自然を守る行動につなげていく必要があります。

自然観察会や環境教室等、環境について学ぶことができる活動へ参加していますか



出典：和歌山市の環境に関する市民意識調査（令和7年）



地図は第4回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センター）GISデータより作成

和歌山市の生物分布図

3 地球環境の保全

地球温暖化は、気候変動を通じて自然環境や地域社会に大きな影響を及ぼす地球規模の課題であり、本市においても、気温の上昇、熱帯夜日数の増加、豪雨災害や熱中症リスクの高まりなど、その影響が身近なものとなっています。

本市では、これまで省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進など、地球温暖化対策に取り組んできました。今後は、「和歌山市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・行政が協働し、温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」と、気候変動の影響による被害に備える「適応策」を両輪で推進するとともに、脱炭素型のライフスタイルや事業活動への転換を進めていく必要があります。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費を招き、地球環境への負荷の増加につながっています。このため、温室効果ガスの排出削減を図る取組に加え、資源の循環的利用や廃棄物の減量化を進め、脱炭素社会と循環型社会の実現に向けた取組を一体的に推進していく必要があります。

（１）地球温暖化対策の推進

本市においては、気候変動の影響として、年平均気温は長期的な上昇傾向にあり、熱帯夜日数も増加傾向が見られます。こうした気候変動の影響は、市民生活、自然環境、事業活動などに広く及ぶことから、地球温暖化対策は本市にとっても重要な課題です。

本市では、「第２次和歌山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第２次和歌山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と連携し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

中でも、脱炭素社会の実現をめざした取組については重点項目として位置付け、再生可能エネルギー等の利用促進、省エネルギー等の促進、脱炭素型の地域づくりを加速させます。

今後は、このような取組により温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」を重点的に進めるとともに、熱中症や豪雨災害など、すでに現れている気候変動の影響による被害を回避・軽減するための「適応策」についても両輪で推進していく必要があります。

このため、市民・事業者・行政が協働し、日常生活や事業活動における脱炭素化を進めるとともに、気候変動への備えを強化し、次世代へつなぐ地球にやさしいまちの実現を目指します。



（２）循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の消費や廃棄物の増加を招き、地球環境への負荷を高める要因となっています。循環型社会の形成に向けては、ごみの排出抑制、再使用、再資源化を進めるとともに、資源を効率的かつ循環的に利用する取組を一層推進していく必要があります。

本市では、「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、市民・事業者・行政が協働し、ごみの減量化・資源化、廃棄物の適正処理に取り組んできました。今後も、家庭系ごみ及び事業系ごみのさらなる排出抑制を図るとともに、分別の徹底や資源化の促進、食品ロスやプラスチックごみの削減など、日常生活や事業活動における具体的な行動を促進していく必要があります。

また、循環型社会の実現に向けては、廃棄物を適正に処理だけでなく、製品や資源をできる限り長く有効に活用する視点が重要です。このため、サーキュラーエコノミー、すなわち資源を循環的に活用する経済への移行を見据え、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもと、資源の有効活用と環境負荷の低減に取り組む必要があります。

産業廃棄物についても、発生から処分に至るまでの適正処理を推進するとともに、減量化・資源化を進める必要があります。あわせて、不法投棄の未然防止や早期発見、廃棄物の適正管理に取り組み、清潔で持続可能な地域環境の保全を図ります。



4-2 施策の方向性

基本目標1 生活環境の保全 健やかに暮らせるまち

個別目標1-1 大気環境の保全

大気環境を良好に保つことは、市民の健康で快適な暮らしを支える基盤となるものです。本市では、工場・事業場や自動車など多様な発生源が存在することから、大気汚染物質の常時監視を継続し、実態の把握に努めます。あわせて、発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守等について必要な指導を行います。広域的な大気汚染や越境汚染の影響にも留意しながら、大気環境の保全に努めます。

● 指標

指標に用いる項目		現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
環境基準 達成率	二酸化硫黄	100%	100%
	二酸化窒素	100%	
	浮遊粒子状物質(SPM)	100%	
光化学オキシダントの注意報発令回数		0回	0回
微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の発令回数		0回	0回

● 主要施策

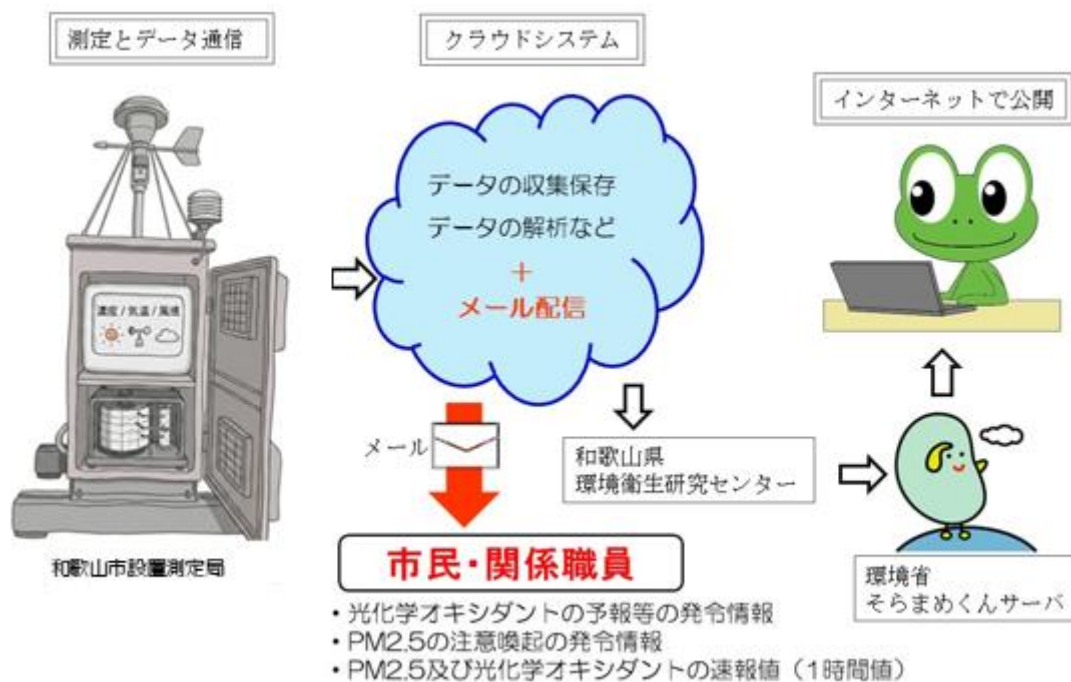
1. 大気汚染物質の実態把握・監視

○ 大気常時監視

大気汚染の未然防止と市民の健康保護を図るため、大気汚染物質の常時監視を継続し、大気環境の実態把握に努めます。

測定データについては、環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」等を通じて公開するとともに、必要に応じてメール配信等を活用した情報提供を行い、市民が大気環境の状況を把握しやすいよう、情報提供の充実に努めます。

PM2.5や光化学オキシダントなど、健康影響への注意が必要な項目については、国・県等と連携しながら、迅速で分かりやすい注意喚起に努めます。



2. 発生源対策の推進

○ 大気汚染の防止

大気汚染物質の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排出基準の適合状況を確認するとともに、ばい煙発生施設等の維持管理をはじめとする適切な指導を行います。

また、施設の老朽化や操業形態の変化にも留意し、事業者による自主的な環境管理を促進しながら、大気汚染の未然防止と良好な大気環境の維持を図ります。

○ アスベスト対策

特定粉じん排出等作業実施届出が提出された建築物解体作業等の作業現場において、飛散性アスベスト除去工事の監視及び指導を行うとともに、作業基準の順守を徹底し、大気環境への飛散防止に努めます。

● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

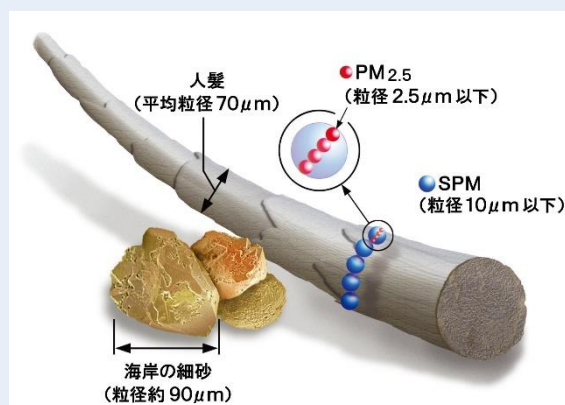
計画名称	環境基本条例に関する取組
● 和歌山市都市計画マスタープラン	交通ネットワークの充実による連携のまちづくり ● 着実な道路整備による渋滞緩和と渋滞緩和による自動車排出ガスの低減

【微小粒子状物質（PM2.5）】

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子です。

PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されています。

（参考：環境省ホームページ）



PM2.5 の大きさ（髪の毛、砂との比較）



個別目標 1－2 水環境及び土壌環境の保全

河川、海域、地下水などの水環境は、市民生活や生態系を支える重要な基盤であり、その保全は快適で健全な生活環境の確保に欠かせません。

このため、海や川、地下水の水質の常時監視を継続するとともに、水質汚濁の発生源である工場・事業場に対する法令等に基づく排出基準の順守等についての必要な指導、生活排水対策の普及・啓発を推進し、公共用水域の水質改善に努めます。これらの取組により、市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせるまちをめざし、誰もが川に親しめる、良好な水辺環境の創出に取り組みます。

また、土壌環境の保全は、安心・安全な土地利用の前提となるものです。このため、土壌汚染の未然防止に向けた法令等の周知や必要な指導を行い、土壌環境の保全に努めます。

● 指標

指標に用いる項目	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
公共用水域(河川)環境基準達成率	77.8%	100%

● 主要施策

1. 水質汚濁防止対策の推進

○ 公共用水域・地下水水質常時監視

海や川、地下水の水質の常時監視を継続し、水質の実態把握に努めます。

また、監視結果を踏まえ、環境基準の達成状況や水質の変化を把握し、必要に応じて関係機関と連携しながら、良好な水環境の保全に向けた取組を進めます。

○ 水質汚濁の防止

水質汚濁の発生源である工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、排水基準の適合状況を確認します。

また、排水処理施設の維持管理や排水の適正処理について指導を行い、事業活動に伴う水質汚濁の未然防止に努めます。

2. 生活排水対策の推進

○ 生活排水対策の普及・啓発

生活排水による河川や海域への負荷を減らすため、生活排水対策説明会や出前講座等を通じて、生活排水対策の必要性・重要性について普及・啓発を進めます。

また、生活排水対策指導員を中心に、地域住民と連携しながら、食べ残しや油を流さないこと、洗剤を適量使用することなど、家庭で実践できる生活排水対策を促進します。

公共下水道の整備及び接続の促進、合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理については、関連する個別計画と連携しながら推進します。

3. 土壌汚染対策の推進

○ 土壌汚染対策

土壌汚染を未然に防止するため、工場・事業場に対して、土壌汚染対策法の周知を図るとともに、有害物質の適正管理や土地の利用・改変時の適切な対応について必要な指導を行います。

また、一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出等を通じて状況把握に努め、土地利用の変更時に必要な調査や対応が適切に行われるよう、事業者への情報提供と指導を進めます。



水質汚濁の防止



生活排水対策の普及・啓発

● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
●和歌山市生活排水対策推進計画 ●和歌山市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画】	●公共下水道の整備及び接続率の向上 ●合併処理浄化槽への転換 ●浄化槽の適正な維持管理

【PFAS・マイクロプラスチックなど新たな環境汚染物質】

近年、PFAS（有機フッ素化合物の総称）やマイクロプラスチックなど、国際的に関心が高まっている化学物質が国内でも課題となっています。

PFASは、水や油をはじく性質などを持つことから、コーティング材や防水加工など、さまざまな用途に使われてきた物質群です。一部のPFASは自然界で分解されにくく、「永遠の化学物質」とも呼ばれており、健康への影響が懸念されています。また、マイクロプラスチックは5mm以下の微細なプラスチックごみであり、海洋環境や生態系への影響が懸念されています。このため、国際的な動向を踏まえながら、国においても監視や管理の強化が進められています。

【食べ残しが水を汚す】

市内河川の水質汚濁には、台所から流される食べ残しや油などの生活排水が大きく関わっています。

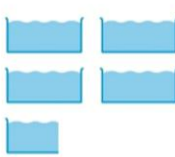
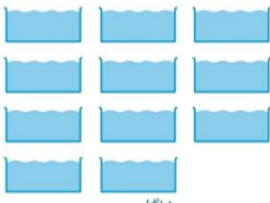
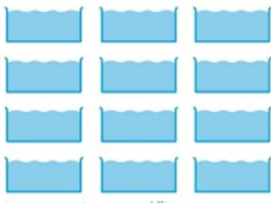
川や海の水を汚さないためには、一人ひとりが「汚れた水をそのまま流さない生活」を心がけることが大切です。一度汚れた水を流すと、魚がすめる水質に戻すために多くの水が必要になります。

▶ これだけのものを水に流したら…

何気なく流していたものが、実は川を汚す原因になっているかもしれません。
 次のような物を水に流した場合、魚がすめる水質にするために必要な水の量を表しました。

水槽 1 杯  = 300L 魚がすめる水質=BOD 5 mg/L 以下



<p>しょう油</p>  <p>大さじ 1 杯 (15mL)</p>	<p>米のとぎ汁 (1 回目)</p>  <p>500mL</p>	<p>みそ汁 (じゃがいも)</p>  <p>おわん 1 杯 (180mL)</p>
 <p>1.5 杯</p>	 <p>4 杯</p>	 <p>4.7 杯</p>
<p>牛乳</p>  <p>コップ 1 杯 (200mL)</p>	<p>マヨネーズ</p>  <p>大さじ 1 杯 (15mL)</p>	<p>てんぷら油</p>  <p>大さじ 1 杯 (15mL)</p>
 <p>11 杯</p>	 <p>13 杯</p>	 <p>15 杯</p>

個別目標 1－3 騒音・振動・悪臭対策

騒音・振動・悪臭は、市民の日常生活の快適さや心身の健康に影響を及ぼす身近な生活環境問題です。静かで快適な暮らしを守るため、一般地域や道路沿道における騒音・振動等の状況を継続的に把握し、必要に応じて適切な対応を行います。

また、工場・事業場、建設作業等に伴う騒音・振動や、事業活動に伴う悪臭については、法令等に基づく立入調査や指導を実施し、規制基準等の順守、施設・設備の適正管理、周辺環境への配慮を促します。

さらに、生活様式や事業活動の多様化により、騒音・振動・悪臭に関する相談内容も多様化していることから、発生源や地域の状況に応じた適切な指導・相談対応を行い、健やかに暮らせる生活環境の保全に努めます。

● 指標

指標に用いる項目	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
騒音の環境基準達成率	97.1%	100%

● 主要施策

1. 騒音・振動対策の推進

○ 騒音・振動の防止

一般地域における環境騒音、道路に面する地域の自動車騒音、道路交通振動等の測定を実施し、騒音・振動の実態把握に努めます。

また、騒音・振動の発生源となる工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、規制基準の順守や施設・設備の適正管理について必要な指導を行います。

特定建設作業を伴う建設工事については、届出内容の確認や必要に応じた立入調査を実施するとともに、低騒音・低振動型建設機械の使用や作業時間への配慮など、周辺生活環境への影響をできる限り低減するよう指導・啓発を行います。

2. 悪臭対策の推進

○ 悪臭の防止

悪臭物質の測定を実施し、悪臭の実態把握に努めます。

また、悪臭の発生源となる工場・事業場に対して、法令等に基づく立入調査を実施し、規制基準の順守、施設の適正管理、臭気の発生抑制対策などについて必要な指導を行います。

市民からの相談や苦情については、現地確認や原因把握に努め、関係者との調整を図りながら、快適な生活環境の確保に取り組みます。



騒音・振動の防止



悪臭の防止

【騒音・振動】

騒音は、人によって感じ方に違いがありますが、一般には、不快な音、好ましくない音をいいます。

振動は、地面や建物の上下方向・水平方向の揺れを指し、心理的・感覚的な問題のほか、家具・調度品等の損傷、耐用年数の短縮、壁やタイルのひび割れなどの物的被害をもたらす場合があります。

建設工事に伴う騒音・振動対策では、国が騒音・振動を相当程度軽減した建設機械を「低騒音型・低振動型建設機械」として指定しており、生活環境を保全すべき地域で行う工事では、指定を受けた機械の使用が推進されています。

（参考：国土交通省ホームページ、環境省ホームページ、総務省ホームページ）



個別目標１－４ ダイオキシン類等の有害化学物質による汚染の防止

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却過程などで非意図的に発生する有害化学物質であり、人の健康や生態系への影響が懸念されることから、継続的な監視と発生源対策が重要です。本市では、大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌について、ダイオキシン類の監視を継続し、環境中の状況を的確に把握します。

また、ダイオキシン類の発生源となる工場・事業場に対して、法令に基づく立入調査を実施し、排出基準の順守、施設の適正管理、排出ガス・排出水の管理、作業時の飛散防止対策などについて必要な指導を行います。

さらに、PFAS（有機フッ素化合物の総称）やマイクロプラスチックなど、新たに関心が高まっている環境汚染物質についても、国・県等の動向を注視しながら、必要に応じて情報収集や情報提供に努めます。これらの取組により、有害化学物質等による環境汚染を未然に防止し、市民が健やかに暮らせる良好な生活環境の維持に努めます。

● 指標

指標に用いる項目	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
環境基準達成率	100%	100%

● 主要施策

1. ダイオキシン類対策の推進

○ ダイオキシン類の監視

大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌について、ダイオキシン類の監視を継続し、環境中の実態把握に努めます。

また、監視結果を踏まえ、環境基準の達成状況や経年的な変化を確認し、必要に応じて関係機関と連携しながら、良好な環境の維持に向けた対応を行います。

○ ダイオキシン類による汚染の防止

ダイオキシン類の発生源となる工場・事業場に対して、法令に基づく立入調査を実施し、排出基準の適合状況を確認します。

また、施設の維持管理、排出ガス・排出水の管理、作業時の飛散防止対策等について必要な指導を行い、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止に努めます。



ダイオキシン類による汚染の防止

2. 新たに関心の高まる環境汚染物質等への対応

○ PFAS 等への対応

PFAS（有機フッ素化合物の総称）やマイクロプラスチックなど、新たに関心が高まっている環境汚染物質等については、健康や生態系への影響に関する知見の集積や、基準・調査方法等の検討が国において進められています。

本市では、国・県等の動向を注視しながら、関係機関と連携し、必要に応じて公共用水域や地下水等における調査、情報収集及び情報提供を行います。

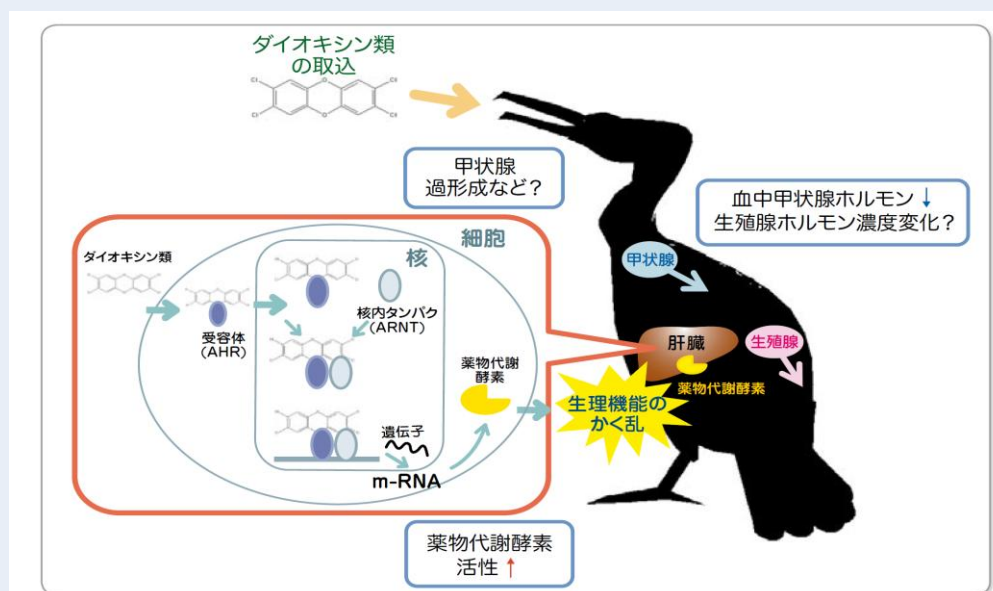
また、市民や事業者に対して正確で分かりやすい情報の提供に努めるとともに、適切な管理や環境中への排出抑制に向けた啓発を行い、市民の安心の確保と環境汚染の未然防止に努めます。

【ダイオキシン類】

ダイオキシン類は、工業的に製造されるものではなく、ものの焼却過程等で非意図的に発生する物質です。また、かつて使用されていた PCB や一部の農薬に不純物として含まれていたものが、環境中に蓄積している可能性があると考えられています。

大気中の粒子等に付着したダイオキシン類は、地上に落ちて土壌や水を汚染するほか、長い年月の間に底泥等に蓄積し、食物連鎖を通じて魚介類などの生物に取り込まれていくと考えられています。

ダイオキシン類の生物への影響



(参考：「関係省庁共通パンフレット ダイオキシン類」、「日本の野生生物におけるダイオキシン類の蓄積量について」環境省)

基本目標２ 自然環境の保全と創造 豊かな自然と共生するまち

個別目標２－１ 自然環境の保全・創造

本市の豊かな自然環境は、多様な生物の生息・生育の場であるとともに、市民にうるおいや安らぎをもたらし、地域の魅力や個性を形づくる重要な資源です。

こうした自然環境を将来にわたって守り育てるため、貴重な自然環境を保全するだけでなく、身近な自然を感じられる環境を創出し、次世代へ引き継いでいくことが求められます。

このため、市民・事業者・行政が協働し、水や緑、多種多様な生物等を身近に感じることができ環境づくりを進めます。

あわせて、本市の景観の骨格を形成する山なみ景観や丘陵・里山景観、歴史・文化遺産と調和した美しい景観の保全に努めるとともに、自然環境との調和に配慮した土地利用を進め、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

● 指標

指標に用いる項目	現状値 (R7年度)	目標値 (R17年度)
公園清掃や花壇づくりなど地域の活動への参加率 (「参加している」又は「参加したい」の合計)	35.5%	50%

● 主要施策

1. 生物多様性の保全

○ 生物多様性の保全・回復

本市の海、山、川、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全し、多種多様な生物の生息・生育環境の保全・回復に努めます。

また、市民・事業者・関係団体等と連携し、生物多様性の重要性について理解促進を図ります。

○ 希少野生動植物の保護

環境省や和歌山県のレッドデータブック等に記載されている希少な野生動植物について、関係機関等と連携しながら、生息・生育状況の把握及び保護に努めます。

あわせて、希少種の生息・生育環境となる湿地、水辺、里山等の保全を図ります。

○ 自然の保護及び創出

瀬戸内海国立公園等に指定されている加太、友ヶ島、和歌浦、雑賀崎地区など、本市を代表する優れた自然環境の保全に努めます。

また、公園、緑地、水辺空間、ビオトープ等の整備・活用を通じて、身近に自然を感じることができる環境の創出を進めます。

○ 特定外来生物への対応

生態系や生活環境等に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物について、関係機関と連携し、情報収集、周知啓発、必要に応じた防除等に取り組みます。

また、市民・事業者に対し、外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」という考え方の普及啓発を行います。

2. 水や緑に親しめる環境づくり

○ 身近な水辺や緑地等の美化

河川、海岸、公園、緑地等の身近な水辺や緑地について、市民・地域団体・事業者等との協働による清掃活動や美化活動を推進し、快適で親しみやすい環境づくりに努めます。

○ 身近な緑化の推進

公共空間や民有地における緑化を促進するとともに、地域における花壇づくりや緑化活動など、市民が身近に緑を感じられる取組を推進します。

また、関係計画と連携し、公園・緑地の保全や緑化の推進に取り組みます。

3. 景観の骨格を形成する自然環境の保全

○ 山なみ景観その他丘陵・里山景観の保全

本市の景観の骨格を形成する和泉山脈や南東部の丘陵地、里山などの緑豊かな自然景観について、関係計画と連携しながら保全に努めます。

また、自然環境と歴史・文化遺産が調和した良好な景観の保全を図ります。

○ 自然環境と調和した土地利用の推進

開発行為や施設整備等にあたっては、周辺の自然環境や景観との調和に配慮するよう誘導し、豊かな自然と共生する土地利用を進めます。

特に、山なみや丘陵地、里山、水辺等の良好な自然環境に影響を及ぼさないよう、関係法令や個別計画に基づき適切な対応を図ります。



● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
●和歌山市都市計画マスタープラン	環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり ●公園・緑地の整備 ●自然環境に配慮した河川整備
●和歌山市農業振興基本計画	●農地の保全 ●市民農園の活用
●和歌山市緑の基本計画	緑地の保全と緑化の推進 ●公園・緑地の整備 ●生産緑地の指定
●和歌山市景観計画	●景観の保全
●和歌山市鳥獣被害防止計画	●特定外来生物の捕獲
●和歌山市教育振興基本計画 ●和歌山市歴史的風致維持向上計画	●歴史的又は文化的環境の保全

【クビアカツヤカミキリから和歌山の桜・梅を守る】

クビアカツヤカミキリは、サクラ・ウメ・モモ・スモモなどのバラ科樹木の幹に幼虫が入り込み、樹木を衰弱させ、枯死させるおそれのある特定外来生物です。和歌山県では、平成29年（2017年）にかつらぎ町で初めて成虫が確認され、令和3年（2021年）には和歌山市で県内初のサクラ被害が確認されました。

被害は県内で拡大しており、和歌山市内でも、ウメ・モモ・スモモなどの果樹園や、公園・街路樹のサクラなどへの影響が懸念されています。果樹産地としての和歌山の農業と、市民に親しまれてきた桜並木の双方を守るため、被害の早期発見と早期防除が重要です。

成虫は飛翔して移動するため、被害木を放置すると周辺へ拡散するおそれがあります。外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」という考え方を意識し、市民・事業者・行政が協働して、被害の拡大防止に取り組むことが求められます。

参考：和歌山県「クビアカツヤカミキリに関する情報」

個別目標２－２ 自然とふれあい学ぶ機会の充実

自然環境を保全し、次世代へ継承していくためには、市民一人ひとりが自然の価値や環境保全の重要性を理解し、関心を高め、行動へとつなげていくことが重要です。

このため、自然環境の保全に関する情報を、時代に合った方法や媒体を活用して分かりやすく発信するとともに、市民が自然にふれ、学び、その価値を理解する機会の充実を図ります。

また、自然体験や環境学習を通じて、自然を守る行動につながる人づくりを進めます。市民、地域、学校、事業者、関係団体等との連携により、自然環境に対する理解と保全意識の向上に努めます。

● 指標

指標に用いる項目	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
自然とふれあう活動や環境学習への参加率(「参加している」又は「参加したい」の合計)	71.2%	80%

● 主要施策

1. 自然を体験し学ぶ機会の充実

○ 自然体験活動の推進

干潟観察教室、自然観察会、奈良県吉野郡川上村での学習会など、身近な自然や水源地の自然にふれる機会を提供し、自然環境への理解と関心を高めます。

○ 学校・地域と連携した環境学習の推進

学校、地域、関係団体等と連携し、子どもから大人までが自然環境について学べる環境学習を推進します。

また、地域の自然や生き物を題材とした学習を通じて、自然を大切にする意識の醸成を図ります。

○ 身近な自然への関心を高める取組

公園、河川、海岸、干潟、里山など、身近な自然の魅力や役割を知る機会を充実させ、市民が日常生活の中で自然に親しみ、守る意識を高める取組を進めます。

2. 自然環境に関する情報発信の充実

○ 地域の自然環境の魅力発信

四季の郷公園、森林公園、こども科学館、和歌山市民の森などの施設や自然資源を活用し、本市の動植物や水辺、森林、干潟等の自然環境の魅力を分かりやすく発信します。

○ イベント開催等による自然環境保全の啓発

自然観察会、環境教室、啓発イベント等を通じて、自然環境の保全や生物多様性の重要性について周知啓発を行い、市民の保全意識の向上を図ります。

○ 時代に合った媒体による情報発信

広報紙、ホームページ、SNS、動画等の多様な媒体を活用し、自然環境に関する情報を分かりやすく発信します。

また、子どもや若者を含む幅広い世代に届くよう、効果的な情報発信に努めます。



自然観察会等の開催

● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

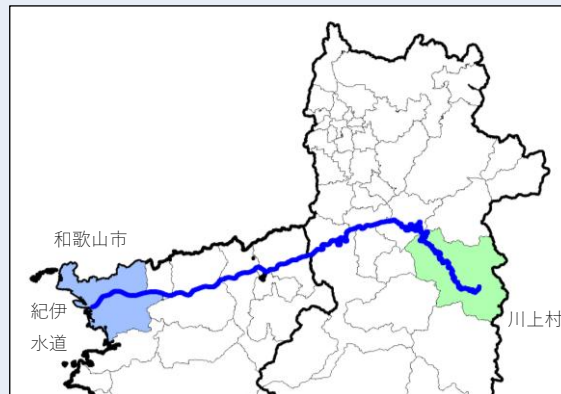
計画名称	環境基本条例に関する取組
●和歌山市教育振興基本計画	●自然体験学習の充実

【奈良県吉野郡川上村と和歌山市民の森】

奈良県吉野郡川上村は、紀の川の源流に位置するまちです。川上村から始まる川の流れは吉野川と呼ばれ、和歌山県に入ると紀の川と名を変え、約 136km を経て紀伊水道へ注ぎます。

本市と川上村は、平成 15 年 8 月 1 日に、水環境の保全・創出を図るため、「吉野川・紀の川水源地保護に関する協定」を締結しています。

本市では、川上村の山林の一部を借り受け、「和歌山市民の森」として水源地の保全に取り組むとともに、学習会等を通じて、水源地保全の重要性を学ぶ機会を提供しています。



基本目標３ 地球環境の保全 次世代へつなぐ地球にやさしいまち

個別目標３－１ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、気候変動を通じて自然環境や市民生活、地域社会に大きな影響を及ぼすことから、本市においても重要な環境課題となっています。温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」に加え、熱中症や豪雨災害など、すでに現れている気候変動の影響に備える「適応策」を進めていくことが求められます。

このため、市民・事業者・行政が協働し、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用を進め、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する取組を推進します。

また、脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、地域特性を生かした先導的な脱炭素の取組を推進するとともに、その成果を市域全体へ波及させ、脱炭素社会の実現をめざします。

● 指標

指標に用いる項目	現状値 (R5年度)	目標値 (R12年度)
温室効果ガス排出量の H25 年度比削減率（市域の総排出量）	41.8%削減	50%削減

● 主要施策

1.【重点項目】再生可能エネルギー等の利用促進

○ 太陽光発電・バイオマスエネルギー等の利用促進

脱炭素社会の実現をめざし、導入ポテンシャルの高い太陽光発電を中心に、再生可能エネルギー等の利用促進に向けた取組を重点項目として加速させます。

市有施設において、太陽光発電設備等の導入を推進し再生可能エネルギーを最大限利用できるよう努めるとともに、「和歌山市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づいた電力契約の推進や再生可能エネルギーで発電している電力への切り替え等、環境に配慮した電力調達に努めます。

また、市民や事業者に対し、再生可能エネルギーの導入に関する国・県等の支援制度や取組事例について情報提供を行い、利用促進を図ります。

さらに、ごみ処理施設の焼却熱を利用した発電を継続して行います。

導入にあたっては、周辺の自然環境、生活環境及び景観との調和に配慮します。

2.【重点項目】省エネルギー等の促進

○ 省エネルギー性能の高い設備・建物等への転換促進

脱炭素社会の実現をめざし、家庭、事業所、市有施設におけるエネルギー消費量の削減を図るため、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上に向けた取組を重点項目として推進します。

市有施設においては、省エネルギー化を率先して進めるとともに、新築・改修の際には、省エネルギー性能の向上に努めます。

家庭や事業所における省エネルギー設備の導入や建築物の省エネルギー性能の向上を促進するため、情報提供や啓発を行います。

○ エネルギー管理の徹底・日常的な省エネルギーの取組

家庭や事業所において、エネルギー使用量の把握と管理により、日常的な省エネルギー行動や設備の運用改善に努めます。

市有施設においては、電気、ガス、燃料等の使用状況を把握し、空調、照明、OA 機器等の適正な運用を行うとともに、節電や燃料使用量の削減など、職員による日常的な省エネルギーの取組を徹底します。

市民や事業者に対して、省エネルギー化を促進するための情報提供や啓発を行います。

また、空調機器や冷凍冷蔵機器等に使用されるフロン類について、漏えい防止、適正管理、適正処理に努めます。

市有設備においても、法令に基づく適正管理を徹底するとともに、更新時にはノンフロン・低 GWP 製品等の導入に努めます。

3.【重点項目】脱炭素型の地域づくり

○ 都市機能の集約化

中心拠点及び地域拠点における都市機能の誘導・向上を図るとともに、中心部と各拠点とのネットワークによる連携型の都市構造への転換を図ります。

○ 緑化の推進

森林、農地、公園、緑地等が持つ二酸化炭素吸収機能に着目し、緑地の保全や身近な緑化を推進します。

また、市民や事業者と連携し、公共空間や地域における緑化活動の促進に努めます。

○ 二酸化炭素排出量の少ない交通手段等の選択

公共交通、自転車、徒歩など、環境負荷の少ない移動手段の利用を促進します。

また、公共交通の重要性や必要性について情報発信を行うとともに、次世代自動車等の普及啓発に努めます。

○ 脱炭素型ライフスタイル・事業活動の普及

脱炭素社会の実現のためには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への転換に加え、市民一人ひとりの日常生活や、事業者の事業活動そのものを脱炭素型へ転換していくことが重要です。

脱炭素型ライフスタイル・事業活動の普及を重点項目として位置付け、市民・事業者・行政が協働し、日常的な行動変容につながる取組を推進します。

また、時代に合った方法・媒体を活用し、行動変容につながる情報発信や啓発に努めます。

○ 脱炭素先行地域の取組の推進

令和 8 年 2 月、環境省の脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」の実現をめざし、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化、エネルギーの効率的利用などを組み合わせた先導的な脱炭素の取組を推進します。

また、関係主体と連携し、取組の成果や課題を踏まえながら、市域全体への波及を図ります。

4. 気候変動適応策の推進

○ 分野別適応策の推進

脱炭素社会の実現に向けた重点的な取組とあわせて、気候変動の影響による被害の回避・軽減のために取り組んでいくことも重要です。そのような影響を把握し、自然災害、健康、農林水産業、自然環境、生活環境など各分野において、被害の回避・軽減に向けた適応策を推進します。

○ 熱中症対策の推進

気温上昇や猛暑日の増加に対応するため、熱中症予防に関する情報提供や注意喚起を行います。

また、関係機関と連携し、適応策を効果的に進めます。

○ 国・県との連携

気候変動の影響や適応策に関する情報を国・県等と共有し、必要な情報収集や普及啓発を行います。

また、地域の実情に応じた適応策を効果的に進めます。

● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
●和歌山市都市計画マスタープラン	交通ネットワークの充実による連携のまちづくり ●中心部と各拠点とのネットワークによる連携型の将来都市構造への誘導 環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり ●公共交通機関の利用促進
●和歌山市立地適正化計画	●中心拠点等における都市機能の維持及び誘導 ●公共交通ネットワークの維持と強化
●第2次和歌山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	●温室効果ガスの排出削減目標の設定・管理
●第2次和歌山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	●市の事務事業における温室効果ガスの削減

【脱炭素先行地域】

脱炭素先行地域とは、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門やその他の分野も含めて温室効果ガス排出削減を目指す地域のことで、環境省では「2025年度までに少なくとも100か所の地域を選定する」という目標を掲げていました。令和8年2月時点において全国45道府県133市町村の102提案が選定されており、目標に達しました。

本市においても、令和8年2月に選定されました。計画名を「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」とし、対象エリアのカーボンニュートラルを目指すなど、地域特性に応じた取組を実施します。



脱炭素先行地域ロゴマーク（環境省）

【緩和策と適応策 ～2つの気候変動対策～】

気候変動対策には、「緩和策」と「適応策」の2つがあります。

緩和策は、温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化の進行を抑える取組です。省エネ家電への買い替え、再生可能エネルギーの利用、公共交通機関の活用などが該当します。

適応策は、すでに起こりつつある気候変動の影響に備え、被害を回避・軽減する取組です。熱中症予防、涼しい場所を共有するクールシェア、ハザードマップを活用した豪雨災害への備え、農作物への影響に対応した品種の選択、感染症リスクへの備えなどが含まれます。

これまでは緩和策に注目が集まりがちでしたが、気候変動の影響はすでに私たちの暮らしの中にも現れています。地球温暖化の進行を抑える「減らす努力」と、気候変動の影響に備える「備える努力」の両輪で、和歌山市の未来を守っていきましょう。



資料：環境省

個別目標３－２ 循環型社会の形成

資源やエネルギーの大量消費と廃棄物の増大は、地球環境に大きな負荷を与えることから、循環型社会の形成に向けた取組が一層重要となっています。限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を進めるとともに、資源を効率的かつ循環的に利用する視点を取り入れた取組が求められます。

このため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの減量や資源の有効活用を進めるとともに、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を見据えた資源循環の取組を推進し、循環型社会の形成を図ります。

あわせて、廃棄物の適正処理や不法投棄対策を進めるとともに、食品ロスやプラスチックごみの削減、資源の有効活用に向けた行動を促進します。

● 指標

指標に用いる項目	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
和歌山市一般廃棄物処理基本計画の策定に合わせて修正予定		

● 主要施策

1. ごみ減量の推進

○ ごみの排出抑制

ごみの発生をできる限り抑えるため、ごみ情報紙「リリクル通信」等を活用し、ごみ減量に関する情報提供や意識啓発を行います。

また、ごみ減量推進員制度等を活用し、市民・事業者・行政が協働しながら、家庭や事業所におけるごみの排出抑制を推進します。

特に、食品ロスの削減、使い捨て製品の使用抑制、リユースの推進など、日常生活の中で実践しやすい取組を広げます。

○ 資源の有効活用の推進

一般ごみに含まれる資源物の分別を徹底し、再資源化を推進します。

また、地域における資源集団回収を奨励し、活動を支援することで、市民主体の資源循環の取組を促進します。

事業系ごみについては、分別の徹底を進めるとともに、食品廃棄物等の資源化に向けた方法を調査・検討し、事業者による資源の有効活用を促進します。

さらに、プラスチックごみの削減や再資源化など、資源を効率的かつ循環的に利用する取組を進めます。

2. グリーン購入の推進

○ グリーン購入の推進

市の事務事業において、環境負荷の少ない物品、資材、サービス等の調達に率先して取り組みます。

また、市民や事業者に対し、環境に配慮した製品やサービスの選択について情報提供を行い、グリーン購入の普及を図ります。

3. 廃棄物の適正処理、適正管理

○ 一般廃棄物の適正処理

一般廃棄物については、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における処理体制の整備に努めます。

また、市民・事業者・行政が協力し、環境への負荷をできる限り低減しながら、安定的かつ適正な処理を推進します。

○ 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物については、排出事業者及び処理業者に対する計画的な立入検査等を実施し、適正処理に関する指導・啓発を行います。

また、優良産廃処理業者認定制度の優良基準に適合した処理業者については、市ホームページ等で情報を公開し、適正処理の促進を図ります。

4. 廃棄物の不法投棄対策

○ 不法投棄対策の推進

不法投棄の未然防止と早期発見に向け、啓発や監視活動を行います。

また、関係機関や地域と連携し、不法投棄が発生しにくい環境づくりを進めるとともに、発見時には迅速かつ適切な対応に努めます。

● 個別計画と連携して進める取組

次の取組については、個別計画と連携を図りながら推進するものとします。

計画名称	環境基本条例に関する取組
● 和歌山市一般廃棄物処理基本計画	● 廃棄物の発生抑制 ● 資源の循環的な利用促進 ● 廃棄物の適正処理

【サーキュラーエコノミーへの移行】

これまでの社会は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」という一方通行の経済モデルに支えられてきました。しかし、資源の枯渇や廃棄物の増加などにより、こうした仕組みには限界が見えています。

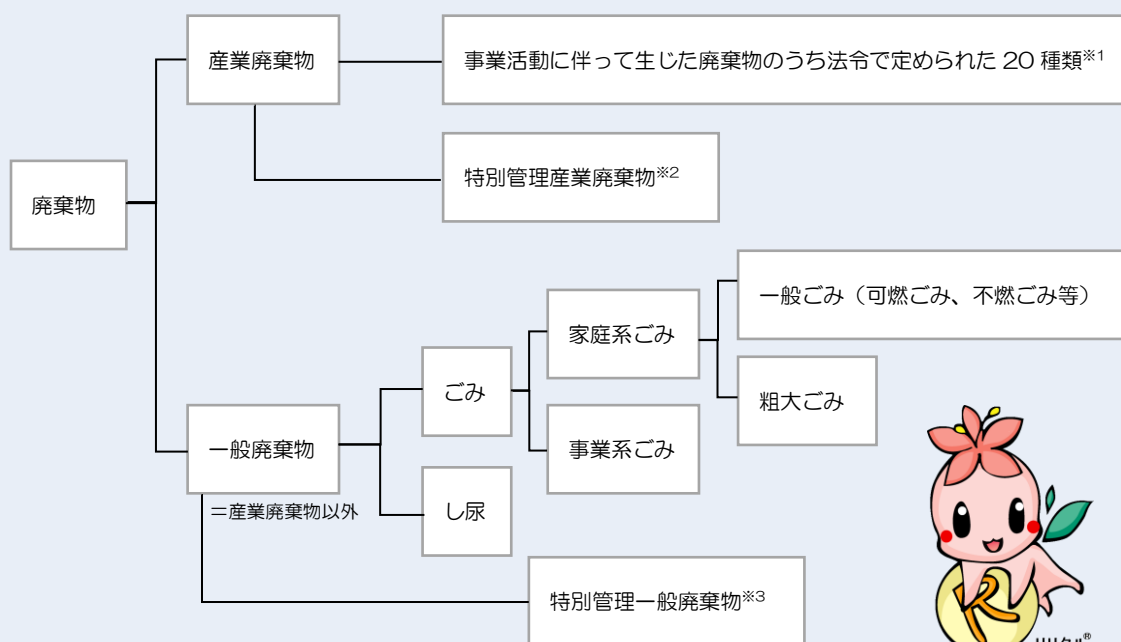
サーキュラーエコノミー（循環経済）は、生産段階からリサイクル・再利用を前提に設計し、新しい資源の使用や消費をできる限り抑え、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムです。3R をさらに発展させ、持続可能な形で資源を最大限活用していくことをめざします。

【廃棄物の種類】

「廃棄物」は、産業廃棄物と一般廃棄物に大きく区分されます。

産業廃棄物は、事業活動で発生する廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類のものを等指します。

また、一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィス、飲食店、学校等からの事業系ごみも含まれます。



(参考：「平成 28 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」環境省)

※1: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※2: 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※3: 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

4-3 数値指標

1 本計画における総括指標

指標	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)
海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度	76.5%	80%

2 各個別目標における指標

個別目標	指標	現状値 (R7年度)	目標値 (R18年度)	担当課
1-1 大気環境の保全				
環境基準達成率	二酸化硫黄	100%	100%	環境政策課
	二酸化窒素	100%		
	浮遊粒子状物質(SPM)	100%		
光化学オキシダントの注意報発令回数		0回	0回	
微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起発令回数		0回	0回	
1-2 水環境及び土壌環境の保全				
公共用水域（河川）環境基準達成率		77.8%	100%	環境政策課
1-3 騒音・振動・悪臭対策				
騒音の環境基準達成率		97.1%	100%	環境政策課
1-4 ダイオキシン類による汚染の防止				
環境基準達成率		100%	100%	環境政策課
2-1 自然環境の保全・創造				
公園清掃や花壇づくりなど地域の活動への参加率 （「参加している」又は「参加したい」の合計）		35.5%	50% （R17年度）	都市計画課
2-2 自然とふれあい学ぶ機会の充実				
自然とふれあう活動や環境学習への参加率 （「参加している」又は「参加したい」の合計）		71.2%	80%	環境政策課
3-1 地球温暖化対策の推進				
温室効果ガス排出量のH25年度比削減率 （市域の総排出量）		41.8%削減	50%削減 （R12年度）	環境政策課
3-2 循環型社会の形成				
和歌山市一般廃棄物処理基本計画の策定に合わせて修正予定				廃棄物対策課

4-4 各主体の具体的な役割

本計画のめざすべき環境像「健やかな暮らしと 豊かな自然を 次世代へつなぐ 地球にやさしい 共生のまち わかやま」を実現するためには、行政が施策を着実に推進するだけでなく、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して取り組むことが重要です。

市民には、日常生活の中で環境に配慮した行動を実践し、身近な環境保全活動に参加することが期待されます。事業者には、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、地域社会の一員として環境保全・創造に取り組むことが期待されます。行政は、施策の推進、情報提供、普及啓発、各主体の取組支援を行うとともに、率先して環境に配慮した行動を実践します。

ここでは、より良い環境づくりに向けて、市民・事業者・行政がそれぞれ主体的に取り組むべき主要内容と、互いに連携・協働して進める取組を示します。



基本目標 1 生活環境の保全 健やかに暮らせるまち

◆市民の取組

- 日常生活において、生活排水への配慮やごみの適正な分別・排出、エコドライブの実践など、身近にできる環境配慮行動に取り組み、大気環境や水環境の保全に努めます。
- 米のとぎ汁、調理くず、油などをそのまま排水として流さないなど、家庭からの水質汚濁の防止に努めます。
- 騒音、振動、悪臭などにより近隣に迷惑をかけないように、生活マナーの向上に努めます。
- 公共下水道への接続、浄化槽の適切な管理を行い、生活排水対策に努めます。

◆事業者の取組

- 関係法令等を順守し、施設や設備の適正な管理を行うことで、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭の発生防止に努めます。
- 事業活動に伴う排出ガス、排水、化学物質、騒音、振動、悪臭等について、適切な管理と必要な対策を行い、周辺の生活環境への影響を低減します。
- 従業員への研修や情報提供を通じて、事業活動が生活環境に与える影響について理解を深め、環境保全意識の向上に努めます。
- 地域社会の一員として、周辺住民との良好な関係づくりに努めるとともに、環境保全活動への協力を努めます。

◆協働の取組

- 市民・地域団体・行政が連携し、公共下水道や浄化槽等の生活排水対策施設の推進や、家庭でできる生活排水対策の普及啓発等を進め、水質汚濁の防止に努めます。
- 市民・事業者・行政が協働し、大気、水質、土壤、騒音、振動、悪臭などの生活環境に関する情報共有や啓発を行い、健やかに暮らせる生活環境の保全に努めます。
- 地域の清掃活動や美化活動など、身近な環境保全活動への参加・協力を促進し、快適で清潔な生活環境づくりを進めます。

基本目標２ 自然環境の保全と創造 豊かな自然と共生するまち

◆市民の取組

- 生物多様性や地域の自然環境について理解を深め、希少な動植物をはじめ、自生する生物をむやみに採取・持ち帰らない、外来生物を野外に放さないなど、自然を守るためのマナーの向上に努めます。
- 庭木の植栽、生垣の設置、花壇づくりなど、身近な緑化に努めるとともに、地域の緑化活動や清掃活動に参加し、水辺や緑地など身近な自然を大切にします。
- 公園、河川、海岸、干潟、里山などの身近な自然に親しみ、自然観察会や環境学習イベント等に参加することで、自然環境への関心と保全意識を高めます。
- 自然環境に関する情報に関心を持ち、地域の自然を大切にする行動を日常生活の中で心がけます。

◆事業者の取組

- 事業活動に伴う自然環境への影響を把握し、開発行為や施設整備等に当たっては、周辺の自然環境や景観との調和に十分配慮します。
- 敷地や建物の緑化、雨水の浸透・保水機能への配慮、生物の生息・生育空間の確保など、身近な自然環境の保全・創出に努めます。
- 地域の緑化活動、清掃活動、自然環境保全活動等に協力し、地域社会の一員として自然環境の保全に貢献します。
- 従業員への環境教育や、社員・家族が参加する自然体験・環境保全活動などを通じて、自然環境や生物多様性に対する意識の向上に努めます。

◆協働の取組

- 市民・事業者・行政が協働し、希少な動植物や地域の生態系について理解を深めながら、生息・生育環境の保全に取り組みます。
- 市民・地域団体・事業者・行政が協働し、公園、河川、海岸、干潟、里山などの清掃活動や美化活動、緑化活動を推進します。
- 自然観察会や環境学習、地域の保全活動等を通じて、自然環境を守る担い手づくりと参加促進に取り組みます。

基本目標３ 地球環境の保全 次世代へつなぐ地球にやさしいまち

◆市民の取組

- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や、住宅の断熱化など、住まいの省エネルギー性能の向上に努めます。
- 電気、ガス、燃料等の使用量を把握し、節電や効率的な機器の使用など、日常生活における省エネルギー行動を実践します。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー由来の電力利用を検討します。
- 公共交通、自転車、徒歩など、環境負荷の少ない移動手段の利用に努めるとともに、自動車を利用する際はエコドライブを心がけます。
- 熱中症予防や災害への備えなど、気候変動による影響に関心を持ち、日常生活の中でできる適応策に取り組みます。
- 必要なものを必要な分だけ購入し、再使用や修理、食品ロスの削減などにより、ごみの発生抑制に努めます。
- ごみの分別を徹底し、資源集回回収等に参加・協力することで、資源の循環的利用に努めます。

◆事業者の取組

- 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や、建物の省エネルギー性能の向上に努め、事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減を進めます。
- エネルギー使用量の把握と管理を行い、設備運用の改善や業務の効率化により、省エネルギーを推進します。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー由来の電力利用を検討します。
- 次世代自動車の導入、エコドライブの実践、エコ通勤の普及などにより、移動や輸送に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 気候変動による事業活動への影響を把握し、熱中症対策、災害時の事業継続、施設・設備の被害防止など、事業活動における適応策に取り組みます。
- 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を進めるとともに、法令等を順守し、廃棄物の適正処理に努めます。

◆協働の取組

- 市民・事業者・行政が協働し、省エネルギー行動や再生可能エネルギーの利用促進など、脱炭素型のライフスタイル・事業活動への転換を進めます。
- 公共交通、自転車、徒歩など環境負荷の少ない移動手段の利用促進に向け、交通事業者等と連携し、公共交通の利用啓発や利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- 市民・事業者・行政が協働し、公共空間や地域の緑化を進め、二酸化炭素吸収源の保全・創出に努めます。
- 熱中症予防や豪雨災害への備えなど、気候変動適応に関する情報共有や普及啓発を進めます。
- ごみ減量、食品ロス削減、プラスチックごみ削減、分別の徹底、資源回収への参加を促進し、資源を循環的に利用する取組を進めます。
- 事業者や関係団体と連携し、廃棄物の適正処理、適正管理、不法投棄防止に取り組み、循環型社会の形成を図ります。
- 再生可能エネルギー設備の導入や脱炭素型のまちづくりにあたっては、関係主体が連携し、自然環境、生活環境及び景観との調和に配慮した取組を進めます。

第5章 計画の推進と進行管理

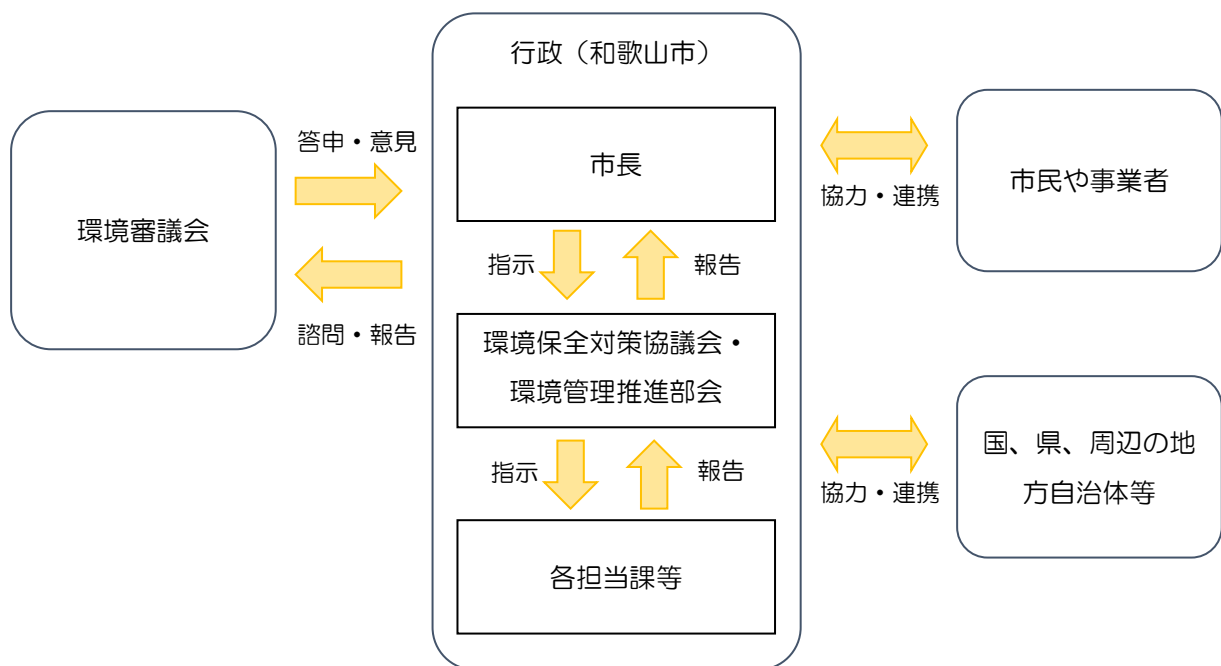
5-1 計画の推進体制

本計画を推進するため、附属機関である環境審議会を設置し、計画の策定・変更について市長の諮問に応じて答申を行います。また、計画の進捗状況に対して意見や提言を行うなど、環境保全に関する基本的事項の審議を行います。

庁内組織である環境保全対策協議会及び環境管理推進部会では、本計画の施策・事業の実施や、その他の環境行政における施策の総合的推進に関する事項について調整を行います。

広域的な取組を必要とする事項については、国、県及び周辺の地方自治体等と連携した取組を推進します。

また、市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、連携しながら協働の取組を進めます。



5-2 計画の進行管理及び社会状況の変化を踏まえた見直し

本計画の目標の達成に向け、【Plan】施策の計画・設定、【Do】施策の実施、【Check】施策の進捗状況の把握・評価、【Act】評価を踏まえた施策の改善・見直し、のPDCAサイクルにより、継続的かつ効果的な進行管理を行います。

毎年度、各施策の進捗状況や各指標、目標達成の状況等を取りまとめ、環境審議会に報告します。審議会での審議や評価を受け、年次報告書として公表するとともに、次年度以降の施策へ反映させ、さらなる取組を推進します。

また、環境を取り巻く状況や社会情勢の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しについても検討します。

